

# 三好市環境基本計画 (案)



2023年 月

三好市



## 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1－1 計画策定の背景と目的 .....	1
1－2 環境動向の整理.....	1
1－3 上位関連計画の整理.....	3
1－4 計画の位置づけ.....	5
1－5 計画の対象 .....	5
<b>第2章 本市の環境の現状</b> .....	<b>6</b>
2－1 地域概況 .....	6
2－2 自然環境 .....	14
2－3 生活環境 .....	19
2－4 快適環境 .....	22
2－5 地球環境 .....	31
2－6 環境法令 .....	35
2－7 環境学習の状況.....	41
<b>第3章 環境分野における課題</b> .....	<b>42</b>
<b>第4章 望ましい環境の将来像及び基本目標の設定</b> .....	<b>44</b>
4－1 望ましい環境の将来像及び基本目標 .....	44
4－2 施策の体系 .....	47
<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>48</b>
基本目標1 脱炭素社会の実現 .....	48
基本目標2 気候変動適応の強化 .....	50
基本目標3 自然との共生 .....	52
基本目標4 循環型社会の構築 .....	54
基本目標5 協働参画の地域づくり .....	55
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>56</b>
6－1 計画の推進体制 .....	56
6－2 計画の進捗管理 .....	56
<b>参考 三好市環境基本条例</b> .....	<b>57</b>



## 第1章 計画の基本的事項

### 1－1 計画策定の背景と目的

#### ①計画策定の背景

今日、国際的に地球温暖化対策が共通の重要課題と位置づけられ、すべての国が地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを定めた「パリ協定（COP21）」に基づき「地球温暖化対策計画」が策定されました。政府においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、温室効果ガス削減に向けた取組を加速させています。

さらには「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際的な目標として示され、すべての人々にとってよりよい、持続可能な未来を築くために、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正などのグローバルな諸課題の解決を目指すことが求められています。

本市は、これまで異常気象による自然災害を経験し、市民の安心・安全な日常生活が脅かされている状況にあります。こうした状況を踏まえ、2021年12月に「三好市環境基本条例」を制定し、「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。

#### ②目的

今後、三好市の豊かな自然と育まれてきた文化を未来に引き継ぐため、環境への負荷を抑制し、環境の保全と創造を推進するため、次の10年間の「三好市環境基本計画」を策定します。本計画では、環境の保全等に関する施策の方向性を示すとともに、行政・市民・事業者の各立場の環境配慮指針を明確にすることを目的とします。

### 1－2 環境動向の整理

#### ①世界の動向

##### ＜世界の動向＞

国際的な動向	内容
国連サミット (2015年9月)	世界共通の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）として17の目標が設定されました。これには、「陸上生態系の保全」のほか、「クリーンエネルギー」「住み続けられるまちづくり」「気候変動」といった分野の目標設定も含まれています。
第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21） (2015年11-12月)	異常気象など気候変動による悪影響を最小限に抑えるため、産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃未満に抑え、さらに1.5℃に抑制する努力目標も規定されました。この長期目標を達成するため、日本は2030年までに2013年比で温室効果ガスを26%削減する約束草案を提出しました。
第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26） パリ協定第3回締約国会合（CMA3） (2021年10-11月)	イギリスのグラスゴーで行われたCOP26・CMA3では、「1.5℃に制限する努力の追求を決意」と、「2022年末までに、2030年までの温室効果ガス削減目標の再検討や強化を要請する」との文言が盛り込まれ、2022年にパリ協定の締約国は2030年までの排出目標を再検討し、強化することが合意されました。

## ②国の動向

### ＜国の動向＞

国の動向	内容
SDGs 実施方針 (2016年12月)	日本ならではの中長期国家戦略として SDGs 実施指針を策定しました。指針には 8 つの優先課題が定められており、「持続可能で強靭な国土と質の高いインフラ整備」や「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」、「平和と安全・安心社会の実現」といった環境分野に関わる課題が、盛り込まれています。
第五次環境基本計画 (2018年4月)	SDGs の考え方を活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などの観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることとしています。その中で、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進することとしています。
2050 年カーボンニュートラル宣言 (2020年10月) 気候サミット (2021年4月)	政府は、「2050 年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」とを宣言しました。当時の菅内閣総理大臣は、気候サミットにおいて、「2050 年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指します。さらに、50% の高みに向か、挑戦を続けてまいります。」とスピーチしました。
地球温暖化対策推進法 (2021年3月閣議決定) (2022年4月施行)	「地球温暖化対策推進法」の改訂が 2021 年 3 月に閣議決定され、「『パリ協定』の目標や『2050 年カーボンニュートラル宣言』が基本理念として位置づけられました。法改正を受け、2021 年 10 月に国の「地球温暖化対策計画」が改訂されました。この計画では、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46% 削減する目標が設定されています。その他、地方自治体に再生可能エネルギー導入の促進を加速させるための「促進区域」の設定や「地域脱炭素化促進事業」による地域に貢献する再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー化の徹底のために住宅・建築物の基準の義務付けの拡大等、地域の脱炭素化を促す考え方が示されています。
第四次循環型社会形成推進基本計画 (2018年6月閣議決定)	2025 年度を目標年度として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」が計画の重要な方向性として示されています。
プラスチック資源循環戦略 (2019年5月)	資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略が策定されました。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (2022年4月施行)	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が 2021 年 6 月に閣議決定されました。プラスチック使用製品の設計から処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が記載されています。

### ③県の動向

#### ＜県の動向＞

県の動向	内容
第3次徳島県環境基本計画 (2019年7月)	持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、温室効果ガスの排出量と吸收量のバランスがとれ、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会を目指して、「脱炭素社会を徳島から実現！」を基本コンセプトとしています。“健全で豊かな環境を守り、育み、魅力を発信！「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」へ”を目指すべき将来像として、次の6つを取組の柱として設け、展開しています。 「1 気候変動適応とくしま」「2 エシカルで環境対策」「3 地域に根ざす 自然・水素エネルギー」「4 好循環社会とくしま」「5 癒しの郷とくしま」「6 みんなでつくる環境首都」
徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例 (2017年1月施行)	全国で初めて「脱炭素社会」を掲げた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開しています。国を上回る温室効果ガス削減目標や自然エネルギー自給率の達成に向けて、その取組を一層加速させています。

### 1-3 上位関連計画の整理

#### ①国・県の上位関連計画

#### ＜国・県の上位関連計画＞

	計画	概要
国	第五次環境基本計画 (2018)	地域循環共生圏の創造、環境・経済・社会の統合的向上を具体化 6つの重点戦略を設定 ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 ②国土のストックとしての価値の向上 ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり ④健康で豊かな暮らしの実現 ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及 ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
	地球温暖化対策計画 (2021)	「2050年カーボンニュートラル」宣言 2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を設定、さらに50%削減の高みに向けて挑戦 業務その他部門は51%削減、家庭部門は66%削減する目標
県	徳島県環境基本計画 (2019)	「脱炭素社会を徳島から実現！」を基本コンセプトとして、次の4つの重点戦略を設定しています。 基本コンセプト「脱炭素社会を徳島から実現！」 ①気候変動に適応した持続可能な社会づくり ②環境に配慮したエシカルなくらしづくり ③自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり ④生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

## ②市の上位関連計画

### ＜市の上位関連計画＞

計画	概要
第2次三好市総合計画 (2018)	基本理念：自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市 重点目標1：三好まるごとブランド化 重点目標2：子どもを育てやすい環境づくり 重点目標3：雇用の確保
三好市環境基本条例 (2021) ※一部抜粋	自然と人との共生する持続可能な循環型社会を構築 市、市民、事業者が一体となって互いの協働により、美しく豊かな三好市の自然を守り、環境の保全と創造を推進していくことを決意
三好市都市計画マスター プラン (2013)	基本目標1：自然や地形を活かし、地域毎に集約されたまちづくり 基本目標2：健全な都市経営を見据えたまちづくり 基本目標3：独自性ある観光産業を中心としたまちづくり 基本目標4：地域住民が活躍できるまちづくり
三好市まち・ひと・しごと 総合戦略 (2021)	コンセプト：三好らしい住環境づくり・生活の質の向上 戦略目標1：働く場を創る三好 戦略目標2：ひとを呼びこむ三好 戦略目標3：結婚・出産・子育ての希望を叶える三好 戦略目標4：安心なくらしを守り、地域をつなぐ三好 戦略目標5：未来を見据えあゆむ三好
三好市地域公共交通 計画 (2022)	基本理念：市民生活を支え、人が輝き未来へつなぐ地域公共交通 基本目標1：市民生活を支える地域公共交通 基本目標2：地域と共に守る 地域公共交通 基本目標3：人にやさしい地域公共交通
第2次三好市観光基本計 画 (2020)	「三好市観光政策のグランドデザイン」(三好まるごと観光) 戦略1：観光基盤整備 戦略2：観光消費額増加施策 戦略3：観光振興の効果発現のためのデザイン
三好市森づくり基本 計画 (2020)	「千年のかくれんぼ」の森構想 重点目標1：もりづくり 重点目標2：まちづくり 重点目標3：ひとづくり
三好市景観計画 (2011)	基本目標1：豊かな自然と共生した “『自然』好し、『見』好し” の景観づくり 基本目標2：日常の暮らしの中で豊かなコミュニティやその担い手、もてなしの心を育む “『人』好し、『見』好し” の景観づくり 基本目標3：関係者が協働し、みんなが主役となって取り組む “『人』好し” の景観づくり 基本目標4：再発見した地域の個性を伸ばし、合併後の新市の一体感を高め、交流を促す “『自然』好し、『人』好し、『見』好し” の景観づくり
三好市一般廃棄物処理 基本計画 (2021)	基本方針：ごみを減らすための手順～5R <sup>1</sup> （5アール）の推進 目標1：1人1日あたりの排出量は、目標年度において約860g/人日とする。 家庭系燃やすごみ排出量の排出原単位を令和16年度において 約520g/人日（令和元年度の約15%削減）とする。 目標2：家庭系の紙・布類の排出原単位を令和16年度において 令和元年度の約15%増（約79g/人日）とする。
三好市公共施設等総合管理 計画 (2016)	公共施設等の管理に関する3つの視点 ①施設量の適正化 ②品質の確保 ③コストの低減
三好市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (2021)	長期目標：市の事務事業における2030年度の温室効果ガス排出量を2014年度比で39.8%削減

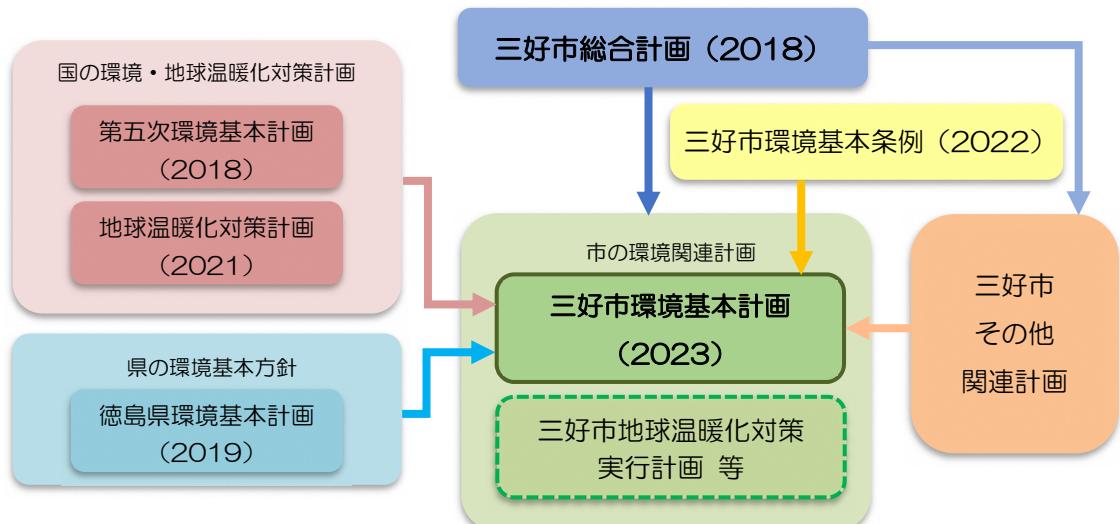
<sup>1</sup> Reduce(リデュース・削減)、Reuse(リユース・再使用)、Recycle(リサイクル)、Refuse(リヒューズ・拒否)、Repair(リペア・修理)の5つの英語の頭文字

## 1－4 計画の位置づけ

本計画は、国の「第五次環境基本計画」、「地球温暖化対策計画」や県の「徳島県環境基本計画」との整合を図りながら策定するものです。

市の最上位計画である「三好市総合計画」に即するとともに、その他の個別計画の方向性を踏まえて、本市の望ましい環境の将来像を設定します。

さらに、今後策定される環境に係る個別計画については、本計画に定める方針に即したものとし、総合的・横断的に環境施策を推進することとします。



図：本計画の位置づけ

## 1－5 計画の対象

### ①計画期間

計画期間は、は 2023（令和 5）年度～2032（令和 14）年度までとします。

### ②対象とする地域

対象とする地域（計画対象範囲）は、三好市全域とします。

### ③対象とする環境の範囲

対象とする地域（計画対象範囲）は、三好市全域とします。

#### ＜対象とする環境の範囲＞

	具体的な対象
自然環境	河川、ため池、森林、動植物など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音・振動など
快適環境	交通、上下水道、公園緑地、廃棄物、歴史・文化的資源、景観など
地球環境	地球温暖化、温室効果ガス排出量、省エネルギー、再生可能エネルギー、ポテンシャル等
協働・参画	環境学習など

## 第2章 本市の環境の現状

### 2-1 地域概況

#### ①位置・地勢

本市は、徳島県の西端にあり、西は愛媛県、南は高知県、北は香川県に接して四国のほぼ中央に位置しています。面積は  $721.42\text{km}^2$  で、市町村では四国一の広い面積を有し、徳島県の 17.4% を占めています。

市域の大部分は丘陵並びに山地となっており、可住地は吉野川の沿川とその支流の谷合に点在しており、その面積は 13% と低く、ほとんどが急峻な山地で形成されています。

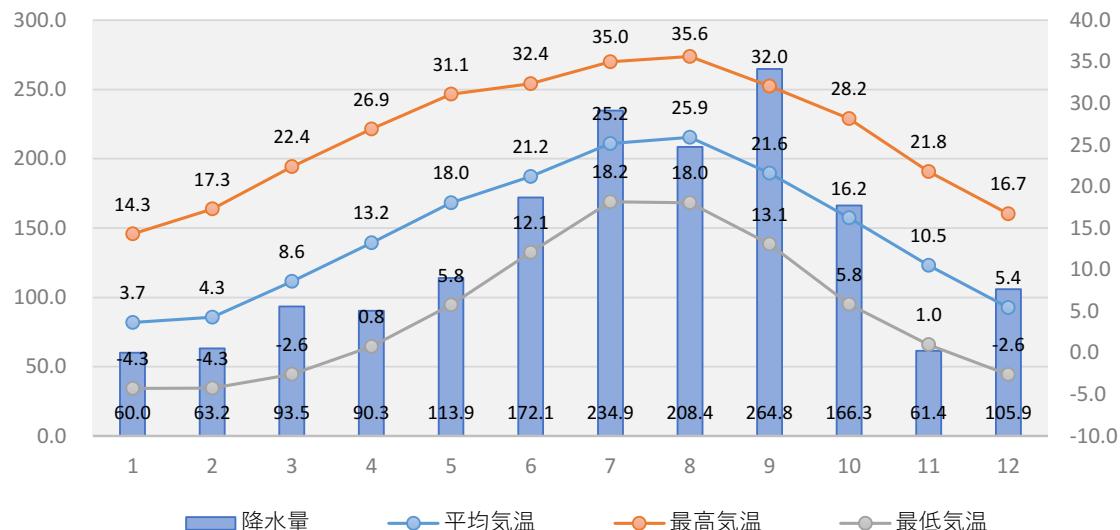
#### ②気候

本市（池田）の直近 10 年間の年平均気温は  $14.5^\circ\text{C}$ 、年平均最高気温は  $26.1^\circ\text{C}$ 、年平均最低気温は  $5.1^\circ\text{C}$  となっています。5 月～9 月の年平均最高気温は  $30^\circ\text{C}$  を超え、12～3 月の年平均最低気温は氷点下となっており、夏季の暑さと冬季の寒さが厳しい地域であることが確認できます。

年間の平均降水量は  $1,634.4 \text{ mm}$  で月別では 7 月と 9 月の降水量が多くなっています。年間の日照時間は  $1,784.4$  時間で、月別では 4 月、5 月、8 月が長くなります。また、市内に積雪深を測る観測所はありませんが、丘陵や山地が多い地形的特徴から毎年積雪が確認されています。

年間の平均風速は  $1.8\text{m/s}$ 、最多風向は年間を通じて西寄りの風となっています。

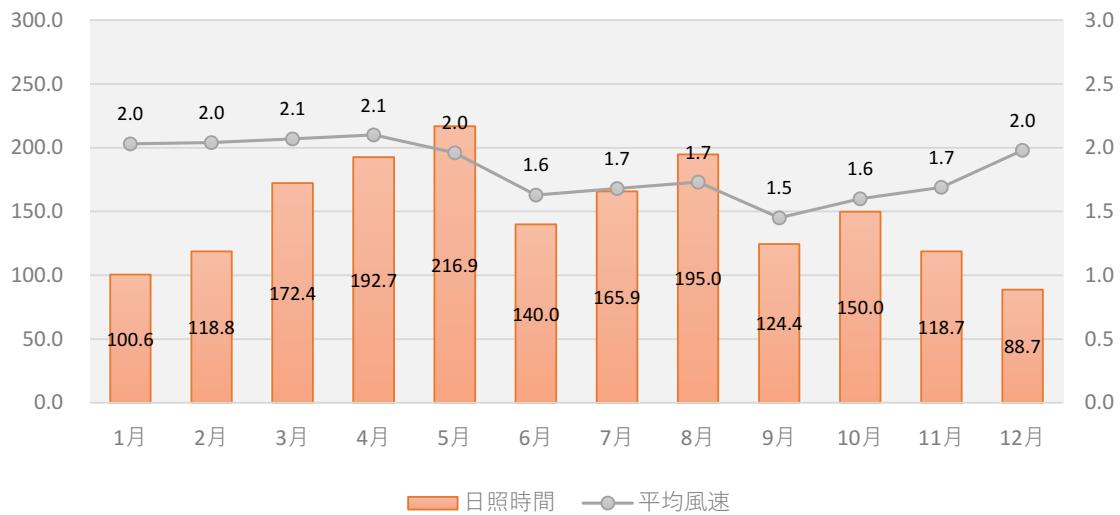
月別降水量・平均気温（2012.9-2022.8）



図：月別降水量・平均気温・最高気温・最低気温

気象庁過去の気象データ（池田）を基に作成

## 月別日照時間・平均風速（2012.9-2022.8）



図：平均日照時間・風速（月別値）

気象庁過去の気象データ（池田）を基に作成

### <直近10年間の月別値（2012.9-2022.8）>

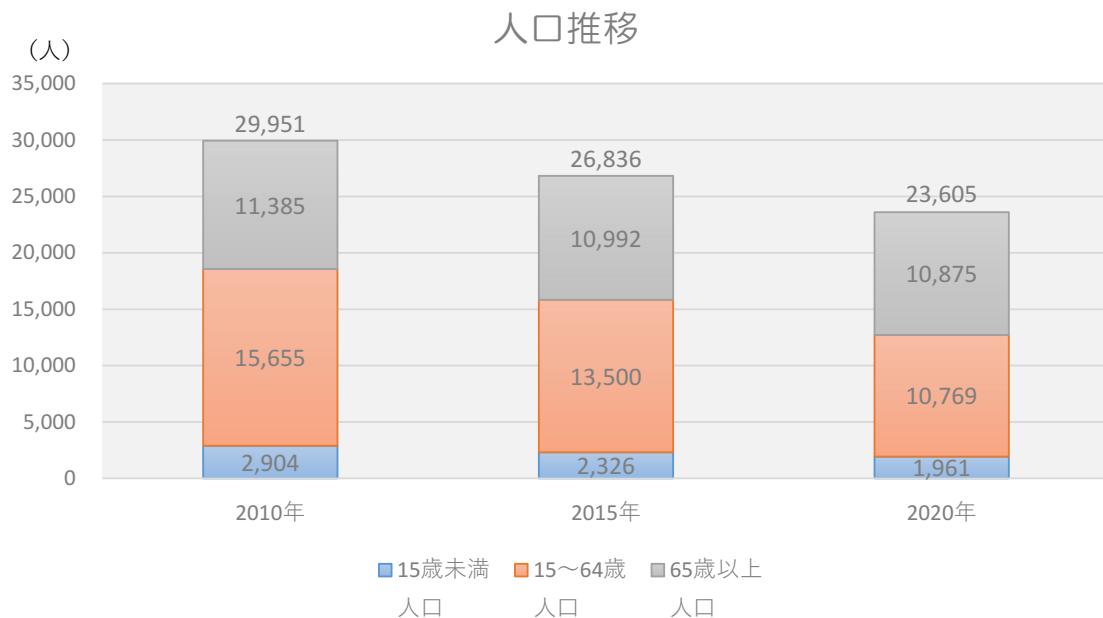
月	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降水量計 (mm)	日照時間 (h)	平均 風速 (m/s)	最多風向 (16方位)
1月	3.7	14.3	-4.3	60.0	100.6	2.0	西
2月	4.3	17.3	-4.3	63.2	118.8	2.0	西
3月	8.6	22.4	-2.6	93.5	172.4	2.1	西
4月	13.2	26.9	0.8	90.3	192.7	2.1	西
5月	18.0	31.1	5.8	113.9	216.9	2.0	西
6月	21.2	32.4	12.1	172.1	140.0	1.6	西
7月	25.2	35.0	18.2	234.9	165.9	1.7	西
8月	25.9	35.6	18.0	208.4	195.0	1.7	西
9月	21.6	32.0	13.1	264.8	124.4	1.5	西
10月	16.2	28.2	5.8	166.3	150.0	1.6	西
11月	10.5	21.8	1.0	61.4	118.7	1.7	西
12月	5.4	16.7	-2.6	105.9	88.7	2.0	西
平均	14.5	26.1	5.1	136.2	148.7	1.8	西
年間	-	-	-	1,634.4	1,784.4	-	-

気象庁過去の気象データ（池田）を基に作成

### ③人口・世帯

本市の人口は2020年時点では23,605人であり、2010年時点より約21.2%減少しています。2020年の年齢別人口割合は、2010年に比べて15歳～64歳の割合が6.7%減少、65歳以上の割合が8.0%増加しています。これらの人口減少、少子高齢化の影響を受け、限界集落も増加しています。

また、2020年の世帯数は、2010年に比べて約1,720世帯減少しています。



図：総人口及び年齢別人口の推移

国勢調査、三好市人口ビジョンを基に作成

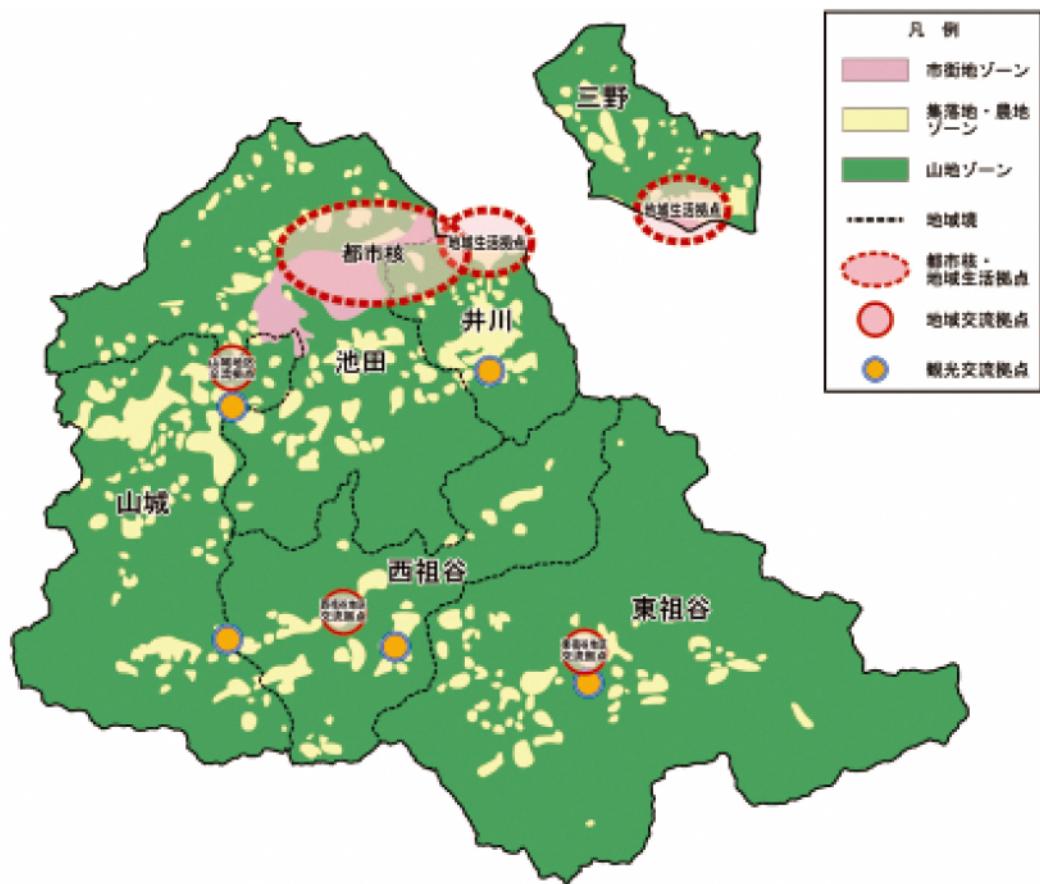
### ＜本市の人口・世帯数＞

年	人口総数	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口	15歳未満人口割合	15～64歳人口割合	65歳以上人口割合	世帯総数(世帯)
2010年	29,951	2,904	15,655	11,385	9.7%	52.3%	38.0%	12,043
2015年	26,836	2,326	13,500	10,992	8.7%	50.3%	41.0%	11,311
2020年	23,605	1,961	10,769	10,875	8.3%	45.6%	46.1%	10,325

国勢調査を基に作成

#### ④土地利用

本市は、大部分が山林などの自然的な土地利用で占められています。第2次三好市総合計画において、「人と自然」との共存・調和を図りながら、環境と共生する適正な観光開発を行うなど、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進める方針が掲げられています。また、時代の変遷や都市化の進展とともに土地利用も変化し、中心市街地の空洞化や農業地域の耕作放棄地の増加、中山間地域の過疎化の進行、森林の荒廃など、郷土の景観や地域環境への影響が懸念されています。



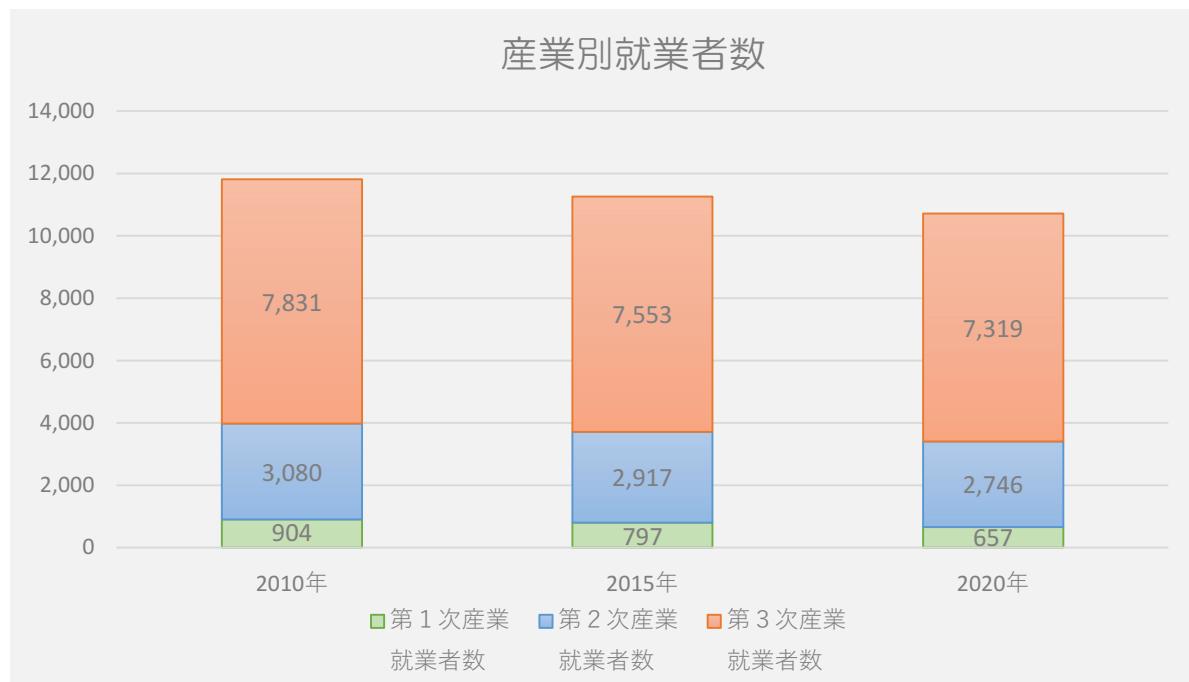
図：土地利用方針

出典：第2次三好市総合計画

## ⑤産業

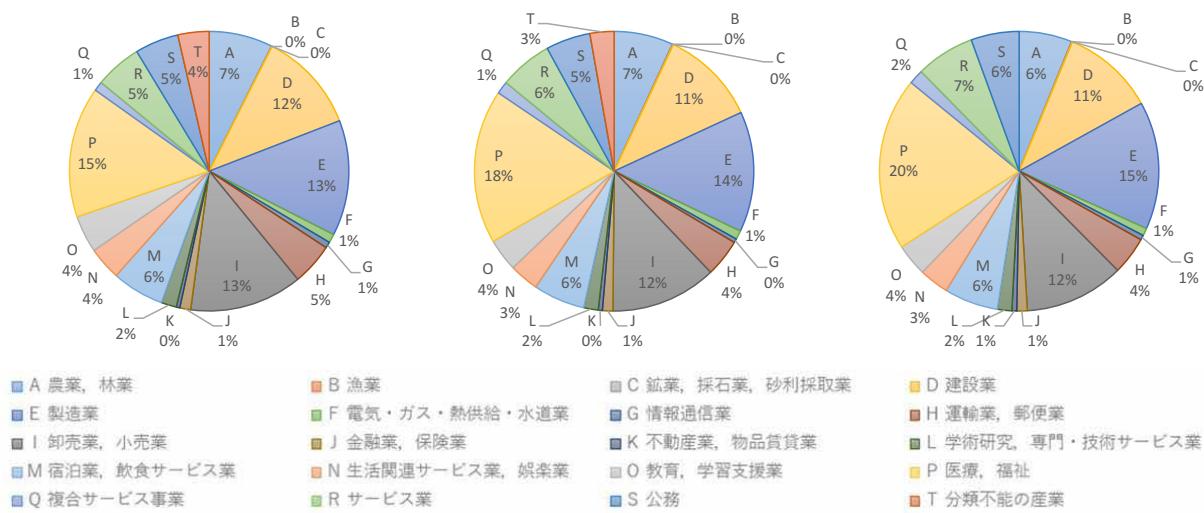
### 1) 産業就業者数

本市の産業別(3部門)就業者数は、第3次産業就業者数の割合が多くなっています。また、2010年から2020年にかけて医療・福祉分野の就業者数の割合が増加しています。



図：産業別(3部門)就業者数

国勢調査を基に作成



図：産業別就業者数割合

(左2010年 中央:2015年 右:2020年)

国勢調査を基に作成

## 2) 農業

本市の2020年農業産出額(推計)は、2016年と比べて約17.3%減少しています。

2018年から2019年にかけて果実の産出額が減少している一方で、プロイラーの産出額が増加しています。また、2020年の総農家数・農業経営体数・経営耕地面積は2010年と比較していずれも減少しています。



図：農業産出額（推計）の推移

市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）を基に作成

<主な農作物・畜産の産出額（千万円）>

年	米	野菜	果実	肉用牛	プロイラー
2016年	17	55	43	19	88
2017年	19	50	41	17	84
2018年	18	46	40	19	82
2019年	18	47	13	16	105
2020年	17	48	13	15	100

市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）を基に作成

<総農家数・農業経営体数・経営耕地面積の推移>

	総農家数 (戸)	農業経営体数 (経営体)	経営耕地面積 (ha)
2010年	2,593	673	745
2015年	2,145	515	603
2020年	1,635	372	463
増減	△958	△301	△282

農林業センサスを基に作成

### 3) 林業

本市の2020年の林家数・林業経営体数・保有山林面積は2010年と比較していずれも減少しています。

＜林家数・林業経営体数・保有山林面積の推移＞

	林家数 (戸)	林業経営体数 (経営体)	保有山林面積 (ha)
2010年	2,985	268	19,301
2015年	2,564	117	14,216
2020年	2,146	41	12,984
増減	△839	△227	△6,317

農林業センサスを基に作成

### 4) 商工業

本市の工業の状況は2020年の調査で、4人以上の事業所数が46となっており、前回調査と比較すると7事業所の減少となっています。一方で、従業員数、製造品出荷額は前回調査より増加となっています。

本市の商店数は2016年の調査で、卸売業43店、小売業318店となっており、2012年調査と比較すると卸売業が8店、小売業では28店の減少となっています。

＜工業の推移＞

区分	事業所数 (所) (4人以上従業者数)	従業者数 (人) (4人以上従業者数)	製造品出荷額 (千万円) (4人以上従業者数)
2010年	56	1,243	2,628
2015年	53	1,081	2,580
2020年	46	1,269	2,707
増減	△7	188	199

工業統計調査を基に作成

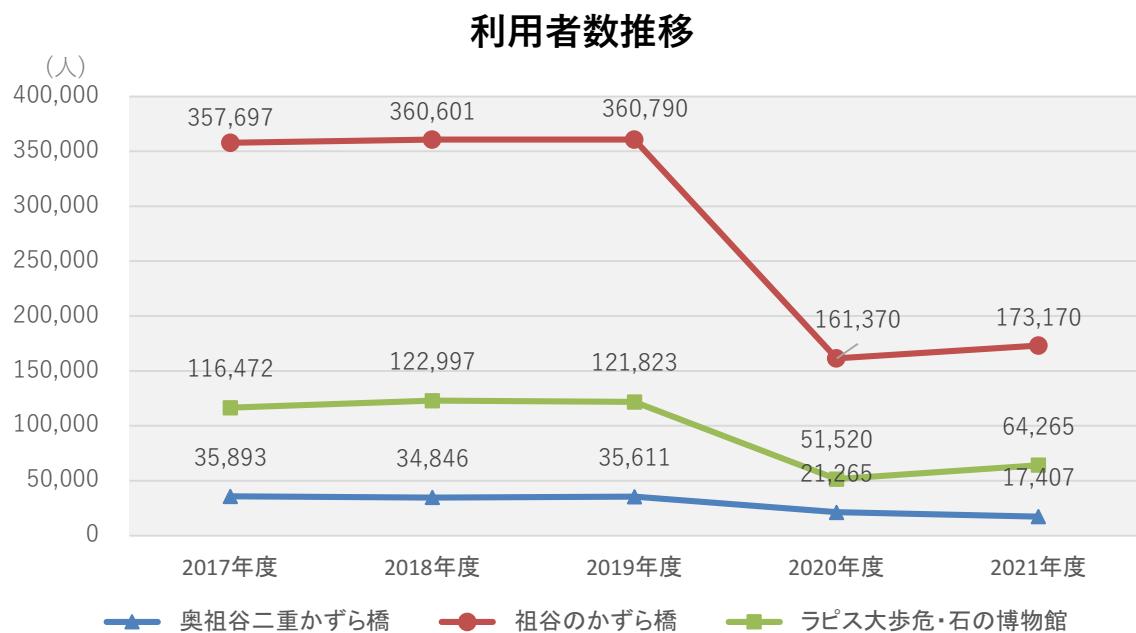
＜商業の推移＞

区分	商店数 (店)		従業者数 (人)		年間商品販売額 (百万円)	
	卸売業	小売業	卸売業	小売業	卸売業	小売業
2007年	74	500	335	1,607	21,154	21,639
2012年	51	346	280	1,296	9,361	18,375
2016年	43	318	217	1,236	9,252	19,766
増減	△8	△28	△63	△60	△109	1,391

2007年商業統計調査、2012年、2016年経済センサス活動調査を基に作成

## 5) 観光

三好市における主要観光施設の利用者数の推移をみると、2019年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて大幅に減少しました。2021年度は、祖谷のかずら橋、ラピス大歩危・石の博物館の利用者数は微増しています。



図：主要観光施設利用者数の経年推移

出典：第2次三好市観光基本計画

## 2-2 自然環境

### ①河川

市の中央を四国三郎（しこくさぶろう）の異名を持つ吉野川が通っています。吉野川は、高知県吾川郡の瓶ヶ森（標高 1,896m）を水源とし、四国山地に沿って東に流れ、銅山川、祖谷川等を合わせ、池田、岩津を経て徳島平野に出て紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長 194km、流域面積 3,750km<sup>2</sup>の一級河川です。

吉野川の池田上流では、山間を流れ、大歩危・小歩危で渓谷を作り、河床勾配も 1/400 程度と急峻です。池田から岩津間では、谷底平野が形成され、河床勾配も 1/800 程度と緩くなります。吉野川流域は、豊かな自然に恵まれており、中央部に剣山国定公園があります。



図：吉野川水系流域

出典：四国の一級河川-吉野川（国土交通省）

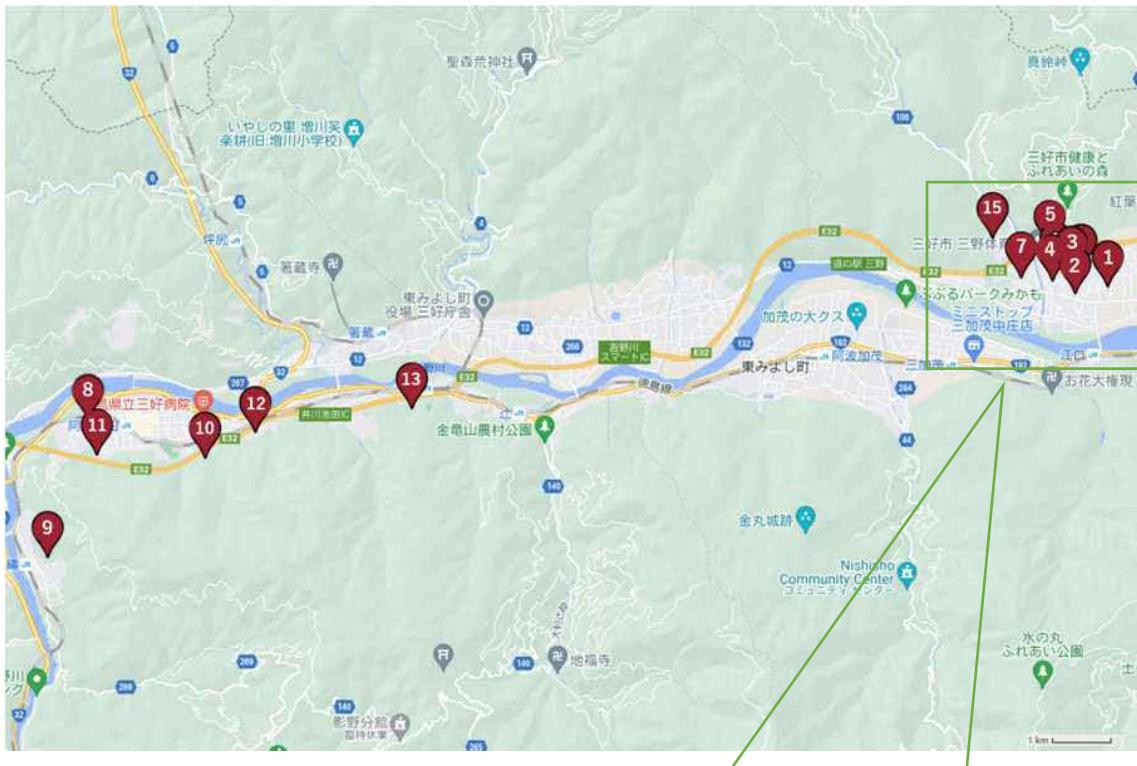
## ②ため池

本市のため池は、池田町に 5 箇所、井川町に 1 箇所、三野町に 9 箇所、所在しています。また、今後発生が予測される東南海・南海地震等によりため池が決壊した場合の氾濫解析を行い、氾濫の危険性を住民に周知すると共に、状況に応じた避難方法を掲示し、被害の未然防止や軽減を図ることを目的としてため池ハザードマップを整備しています。

＜市内のため池＞

	名称	読み方	住所
1	門所池	もんじょいけ	三野町芝生字児ノ内 308 番、310 番
2	地神池	ぢじんいけ	三野町芝生字小林 527 番
3	桶川池	おけがわいけ	三野町芝生字北川 655 番 5、655 番 11、670 番、675 番
4	亭山池	ちんやまいけ	三野町芝生字風呂谷 839 番
5	風呂谷池	ふろのたにいけ	三野町芝生字風呂谷 829 番 1、1300 番 2、1305 番 2、1308 番 2
6	スリバチ池	すりばちいけ	三野町芝生字大善寺 798 番 1
7	花園池	はなぞのいけ	三野町太刀野山字花園窪 1 番 1
8	古池	ふるいけ	池田町マチ 2551 番 1
9	高戸星池	ことぼしいけ	池田町中西フジグロ 1361 番
10	共栄塘	きょうえいとう	池田町ヤマダ 567 番、570 番
11	新池	しんいけ	池田町シンヤマ 3878 番 1、3881 番 14
12	楠池	くすのきいけ	池田町トウゲ 41 番、42 番、43 番
13	吉本池	よしもといけ	井川町西井川 1389 番 3、1390 番 1、1390 番 2、1391 番 2
14	佐藤池	さとういけ	三野町芝生字馬場 645 番 1
15	喜多池	きたいけ	三野町太刀野山字花園中 286 番

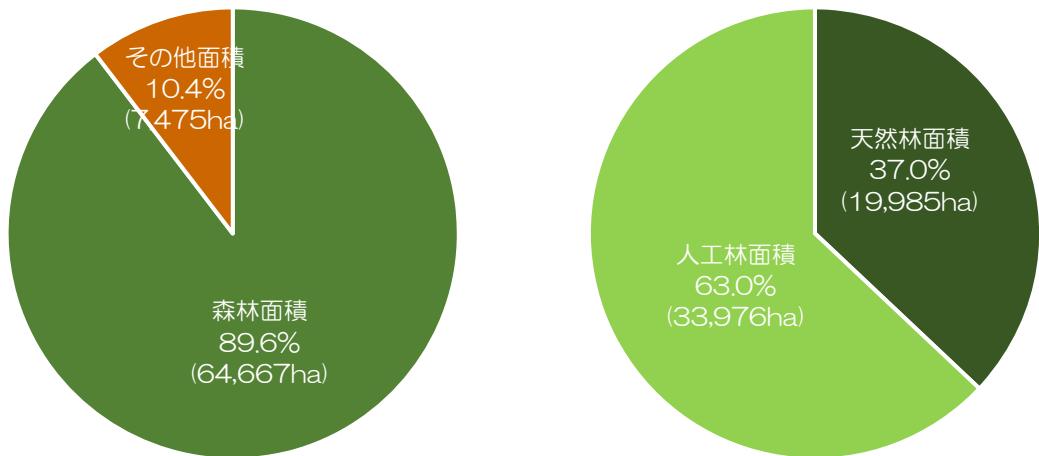
三好市ため池ハザードマップを基に作成



図：市内ため池の所在地  
ため池ハザードマップについて（三好市 HP）・Google Map を基に作成

### ③森林

市面積の約90%を占める64,667haが森林で、そのうち人工林面積は約63%と半数以上を占めています。市域の中でも特に南部の山城、祖谷地区に森林が多く所在しています。また、本市の素材生産量は徳島県全体の約46.5%を占めて県内で最も多く、豊富な森林資源を特徴づけています。



図：森林比率・面積（左）と民有林の人工林・天然林比率・面積（右）  
令和3年度みどりの要覧（徳島県）を基に作成

### ④動植物

市内森林面積の多くはアカマツ群落が占めています。その他、スギ、ヒノキ、コナラ等、針葉樹、広葉樹ともに広い範囲で確認することができます。

人々の生活に及ぼす主な動物種として、イノシシ、サル、シカ等が確認されています。これら野生動物は、農林水産業に多くの被害をもたらしています。

三好市を代表する湿原である黒沢湿原には、サギソウやオニヤンマ等、多種多様な植物、昆虫、動物等が生息しており、貴重な自然環境として保護活動が行われています。

その他の希少な生息種に関しては、「徳島県指定希少野生生物一覧」や「徳島県版レッドリスト」においてリストアップされており徳島県ホームページから確認できます。

#### ＜市内で確認できる主な動植物種＞

項目	生息種	情報元
主な植生	アカマツ、スギ、ヒノキ、コナラ、シイ、カシ等	現存植生図 (「池田・観音寺」昭和58年調査)
主な動物種	イノシシ、サル、シカ、ハクビシン、ヒヨドリ、スズメ	三好市鳥獣被害防止計画 (令和2年度)



写真：黒沢湿原で確認できる植物種

<生息種に関する情報源の例>

情報源	確認できる情報
<u>徳島県ホームページ</u> →生物多様性の保全	徳島県に生息・生息する希少な野生生物 ・徳島県版レッドデータブック（レッドリスト） ・徳島県指定希少野生生物 等
<u>環境省ホームページ</u> →自然環境保全基礎調査	日本全国の動植物種の生息域等 ・自然環境調査 Web-GIS ・1/2.5万現存植生図 ・1/5万現存植生図 等
<u>阿波学会紀要</u> → 第53号 (pp.43-55) 2007.7 三好市「旧東祖谷山村」の野鳥生息状況	「旧東祖谷山村」における野鳥の生息状況 ・観察期間：2005年12月～2006年11月 ・12目32科85種の野鳥を記録 ※著者：鳥類班（日本野鳥の会・徳島県支部）東條秀徳

## 2-3 生活環境

### ①大気環境

本市の一般環境大気測定局は、池田地区の三好市池田総合体育館に設置されています。 「令和2年度 環境大気測定局測定結果報告書」（徳島県立保健製薬環境センター）によると、光化学オキシダント（Ox）の昼間の1時間値は、環境基準である0.06ppmを県内全局で超えています。平成23年以降、濃度の上昇傾向がみられましたが、直近3年間は濃度の上昇が停滞しています。二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)については、環境基準に適合していることが報告されています。

本市には、有害大気汚染物質であるベンゼン他3物質（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の観測局はありませんが、県内4局（鳴門局、北島局、大湯局及び自排徳島局）での調査では全て環境基準を満たしています。

#### ＜市内測定局における測定項目＞

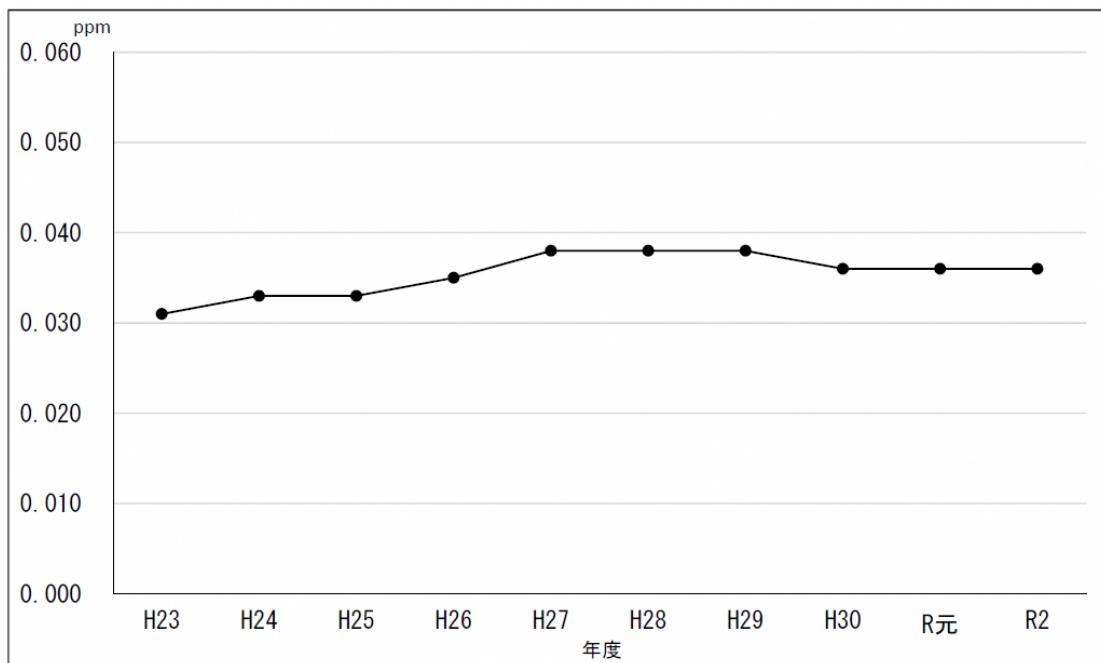
測定局名	所在地	測定項目							
		二酸化硫黄	窒素酸化物	オキシ化ダント	光化学シダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素
池田	三好市池田総合体育館	○	○	○	○	○	—	—	○

環境大気測定局測定結果報告書（令和2年度）を基に作成

#### ＜一般環境大気測定局結果＞

区分	汚染物質及び評価方法	二酸化硫黄		二酸化窒素		オキシ化シダント	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
		長期的評価	短期的評価	9 価値	8 % 値		長期的評価	短期的評価	対する基準	長期的評価
平成23年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
平成24年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
平成25年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
平成26年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
平成27年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
平成28年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
平成29年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
平成30年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
令和元年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%
令和2年度	達成率	100%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%	100%

環境大気測定局測定結果報告書（令和2年度）を基に作成



図：光化学オキシダントの経年変化

出典：環境大気測定局測定結果報告書（令和2年度）、P6

## ②水質環境

本市には国見山橋に環境基準点、平和橋に補助測定点があります。「令和2年度公共用水域及び地下水の水質の状況についての測定結果」（徳島県）によると、吉野川上流のBODは環境基準に適合しています。また、水生生物の保全指標として指定されている全亜鉛及びノニルフェノール等については、吉野川に環境基準が類型指定されており環境基準を達成しています。さらに、健康項目（カドミウム、全シアン、鉛、ヒ素、総水銀、PCB等27項目）については、50地点において調査測定を実施しており、すべての項目及び地点において環境基準を達成しています。

### ＜環境基準の適合状況＞

環境基準適合状況（生活環境項目・環境基準点）  
(河川)

類型	水域数	測定項目	基 準 値	測 定 値	検 体 総 数	環境基準値を超える検体数	適合率 (%)	環境基準類型あてはめ
AA	4	p H	6.5～8.5	7.0～8.4	48	0	100	吉野川上流
		D O	7.5mg/L以上	8.6～12	48	0	100	勝浦川上流
		B O D	1mg/L以下	<0.5～1.0	48	0	100	那賀川上流
		S S	25mg/L以下	<1～44	48	1	98	海部川上流
		大腸菌群数	50MPN/100mL以下	2～7,900	48	37	23	
A	12	p H	6.5～8.5	6.5～9.2	144	4	97	吉野川下流 旧吉野川上流
		D O	7.5mg/L以上	7.5～14	144	0	100	勝浦川下流 那賀川下流
		B O D	2mg/L以下	<0.5～2.3	144	2	99	桑野川上流 福井川
		S S	25mg/L以下	<1～61	144	1	99	椿川 日和佐川
		大腸菌群数	1,000MPN/100mL以下	23～130,000	144	76	47	岐川 海部川下流 牟川 宍喰川
B	6	p H	6.5～8.5	7.0～8.6	73	1	99	吉野川下流 旧吉野川上流
		D O	5mg/L以上	5.1～12	73	0	100	勝浦川下流 桑野川下流
		B O D	3mg/L以下	<0.5～13	73	6	92	今切川下流 新町川下流
		S S	25mg/L以下	<1～21	73	0	100	岡川 新町川下流
		大腸菌群数	5,000MPN/100mL以下	33～350,000	73	23	68	
C	4	p H	6.5～8.5	7.0～9.6	64	4	94	今切川上流 新町川上流
		D O	5mg/L以上	3.1～22	64	3	95	神田瀬川 打樋川
		B O D	5mg/L以下	<0.5～23	64	6	91	
		S S	50mg/L以下	<1～81	64	1	98	
計	26	p H		6.5～9.6	329	9	97	
		D O		3.1～22	329	3	99	
		B O D		<0.5～23	329	14	96	
		S S		<1～81	329	3	99	
		大腸菌群数		2～350,000	265	136	49	
合 計					1,581	165	90	

出典：令和2年度公共用水域及び地下水の水質の状況についての測定結果（徳島県）、P45

## <河川BODの値（平成26年～令和2年）>

(河川：年間75%値)

水域名	測定地点名	河川 BOD(mg/L)						
		2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令元	令 2
吉野川	国見山橋(AA)	0.9	0.9	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
	高瀬橋(A)	0.6	0.6	0.6	<0.5	0.6	0.6	0.7
旧吉野川	市場橋(A)	0.7	0.7	0.7	0.7	1.0	0.7	0.7
	大津橋(B)	0.9	0.8	0.9	0.8	1.1	1.0	0.8
今切川	鰐浜堰上流側(C)	1.2	1.7	1.5	2.0	2.1	2.2	2.5
	加賀須野橋(B)	0.9	1.2	1.4	1.4	1.5	1.1	1.5
撫養川	大里橋(B)	0.7	1.6	1.5	1.0	1.3	0.9	1.1
新町川	新町橋(C)	1.4	1.4	2.0	1.8	2.4	1.7	2.9
	旧漁連前(B)	1.1	1.4	2.0	1.4	2.2	1.1	1.8
勝浦川	福原大橋(AA)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	飯谷橋(A)	0.7	0.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9
神田瀬川	神代橋(C)	<0.5	2.7	3.0	2.1	3.1	2.1	2.7
	蔭谷橋(AA)	0.7	0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.6
那賀川	那賀川橋(A)	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6
	桑野谷橋(A)	1.1	1.4	0.8	1.1	0.8	1.1	1.0
桑野川	富岡新橋(B)	0.9	0.9	1.1	1.9	0.9	1.1	1.7
	岡川	文化橋(B)	2.5	1.7	2.5	2.7	2.8	2.7
打樋川	天神橋(C)	4.4	2.9	5.2	3.3	4.1	3.6	9.2
	福井川	大西橋(A)	0.8	0.7	0.7	1.0	1.1	0.8
椿川	加茂前橋(A)	<0.5	0.6	<0.5	0.6	<0.5	0.5	<0.5
	日和佐川	永田橋(A)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
牟岐川	牟岐橋(A)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
	海部川	吉野橋(AA)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
母川	新海部川橋(A)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	中角大橋(A)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
宍喰川	中角大橋(A)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

注) 1 BODの値は、日間平均値の年間の75%値です。

2 那賀川水域の蔭谷橋は、56年度以前は、神通橋です。桑野川水域の桑野谷橋は、63年度以前は桑野橋です。  
また、打樋川水域の天神橋は、平成10年度以前は打樋川橋です。

3 新町川の環境基準は、61年度以前は新町橋(E)、旧漁連前(C)です。

4 中角大橋は、平成29年度以前は中角橋です。

5 国見山橋は、平成30年度9月以前は大川橋です。

出典：令和2年度公共用水域及び地下水の水質の状況についての測定結果（徳島県）、P45

### ③土壤汚染

徳島県「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況について」より、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、徳島県内（徳島市を除く）の特定有害物質によって汚染されており、人の健康に係る被害を防止するための措置を講ずることが必要な区域（要措置区域）、及び、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（形質変更時要届出区域）に指定されている地域は、本市には所在しません。

### ④騒音・振動

騒音や振動は、日常生活との関係が深く、工場・事業所や建設現場の作業、鉄道や自動車により生じるもの、飲食店や商業施設、日常生活により生じるものなど、その発生源も様々です。

徳島県生活環境基本条例（第118条）では、騒音又は振動に関する配慮に関する内容が規定されています。日常生活に伴って発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なわないように配慮すること、住居地域、その他、深夜における騒音若しくは振動の防止を図る必要がある地域、学校、病院、これらに類する施設の周辺の地域において、他人の睡眠を著しく妨げ、又はこれらの施設における教育、医療その他の活動を妨げる騒音又は振動を発生させてはならないと規定されています。

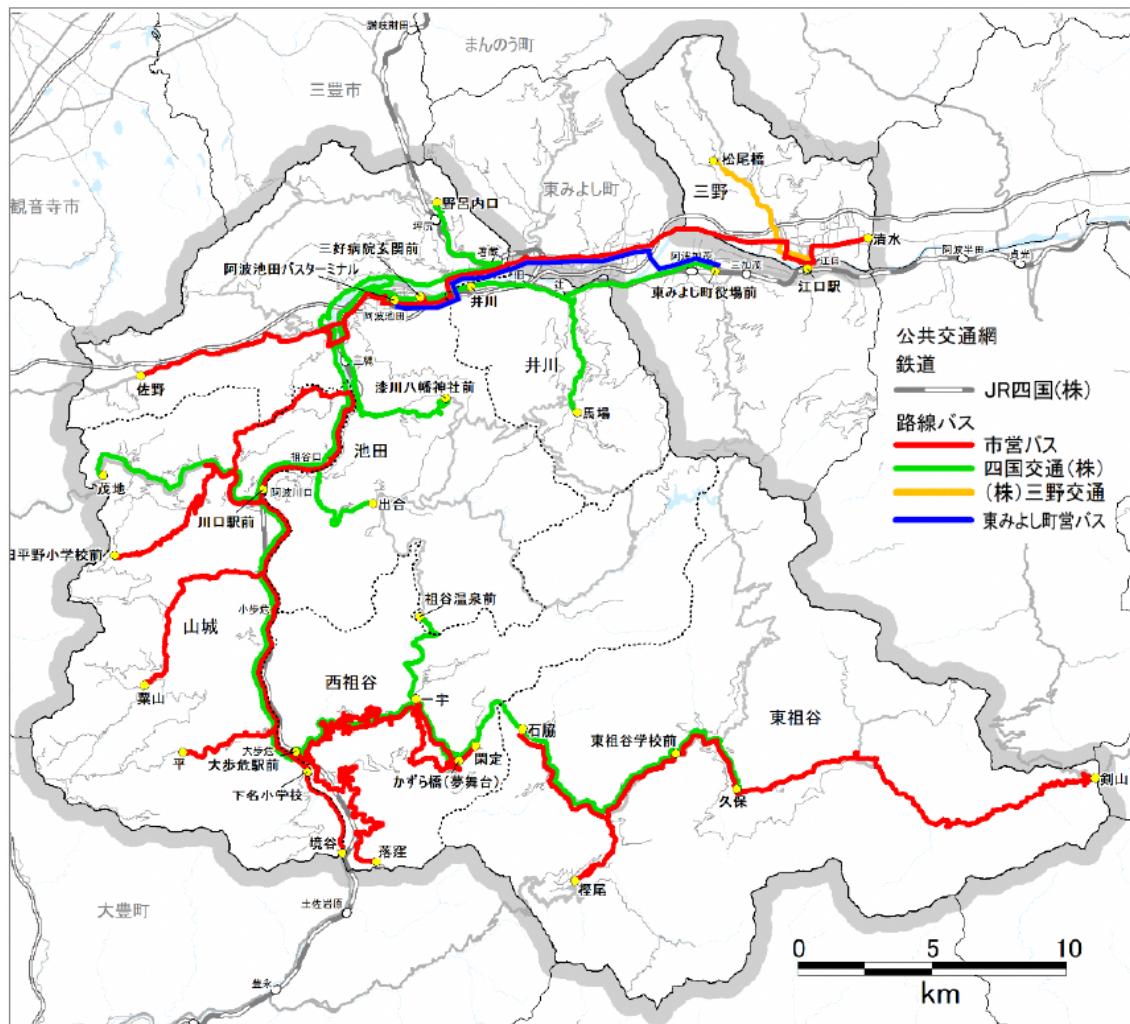
## 2-4 快適環境

### ①交通

#### 1) 公共交通体系

本市の公共交通は鉄道、民間路線バス、市営バス、民間タクシーがあります。

鉄道は、主に市民や、近隣市町住民の通学や通勤に利用されています。民間路線バスは、市内各地域と市の中心市街地を結び、主に車を持たない市民の足として、池田高校への通学、三好病院への通院、大型商業施設等への買物に利用されています。市営バスは主に各地域の小中学校への通学に利用されるとともに、地域の医療機関、商業施設、公共施設等、民間路線バスとの交通結節点（主要停留所）を結び、車を持たない地域住民の日常生活に欠かせない地域生活交通となります。



図：公共交通網

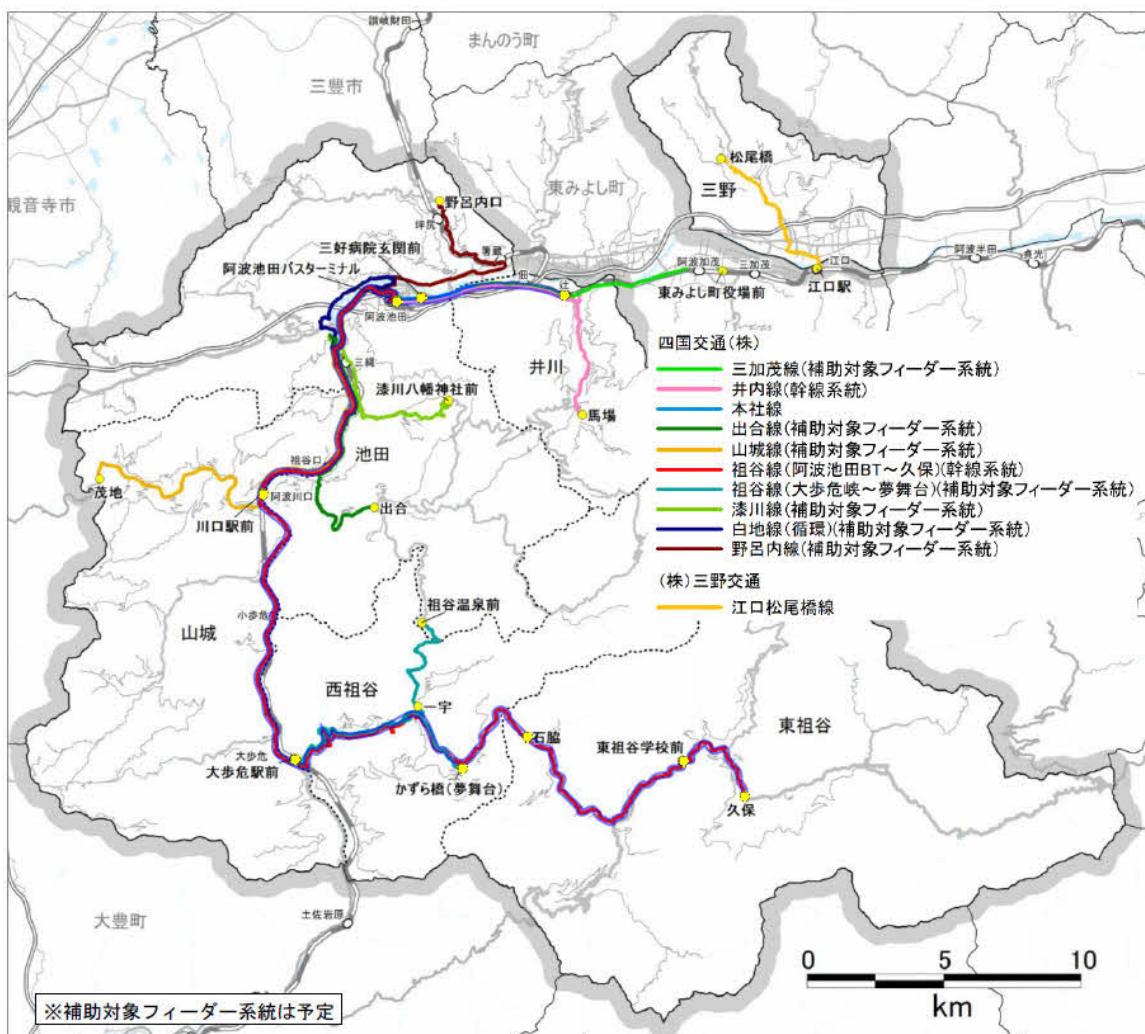
出典：三好市地域公共交通計画（マスタープラン）、P11

## 2) 鉄道

市内には、JR の土讃線と徳島線が通り、市内には坪尻、箸藏、辻、佃、阿波池田、三縄、祖谷口、阿波川口、小歩危、大歩危の 10 駅があります。「三好市地域公共交通計画（マスタープラン）」（令和4年3月）によると、主要 5 駅（辻、佃、阿波池田、阿波川口、大歩危）の令和元年度の乗車人員は 103,040 人で、阿波池田駅が約 7 割を占めています。阿波池田駅の旅客人員は減少傾向にあり、令和元年度の旅客人員は、平成 26 年度比で乗客 14% 減、降客 15% 減、定期 4% 減であることが示されています。

## 3) バス

市内を走る民間バス路線は、「三好市地域公共交通計画（マスタープラン）」（令和4年3月）によると、四国交通株式会社が運行する9路線13系統と、株式会社三野交通が運行する1路線2系統の計10路線15系統があります。本市では、東祖谷の久保から井川の辻駅までの区間を幹線路線と位置付けています。令和元年度の輸送人員は188,000人、実車走行 566,900km であり、平成 26 年からの 5 年間で輸送人員が約 38,000 人（17%）減少するとともに、実車走行は約 130,000 km（19%）減少し、輸送人員の減少率を上回っています。

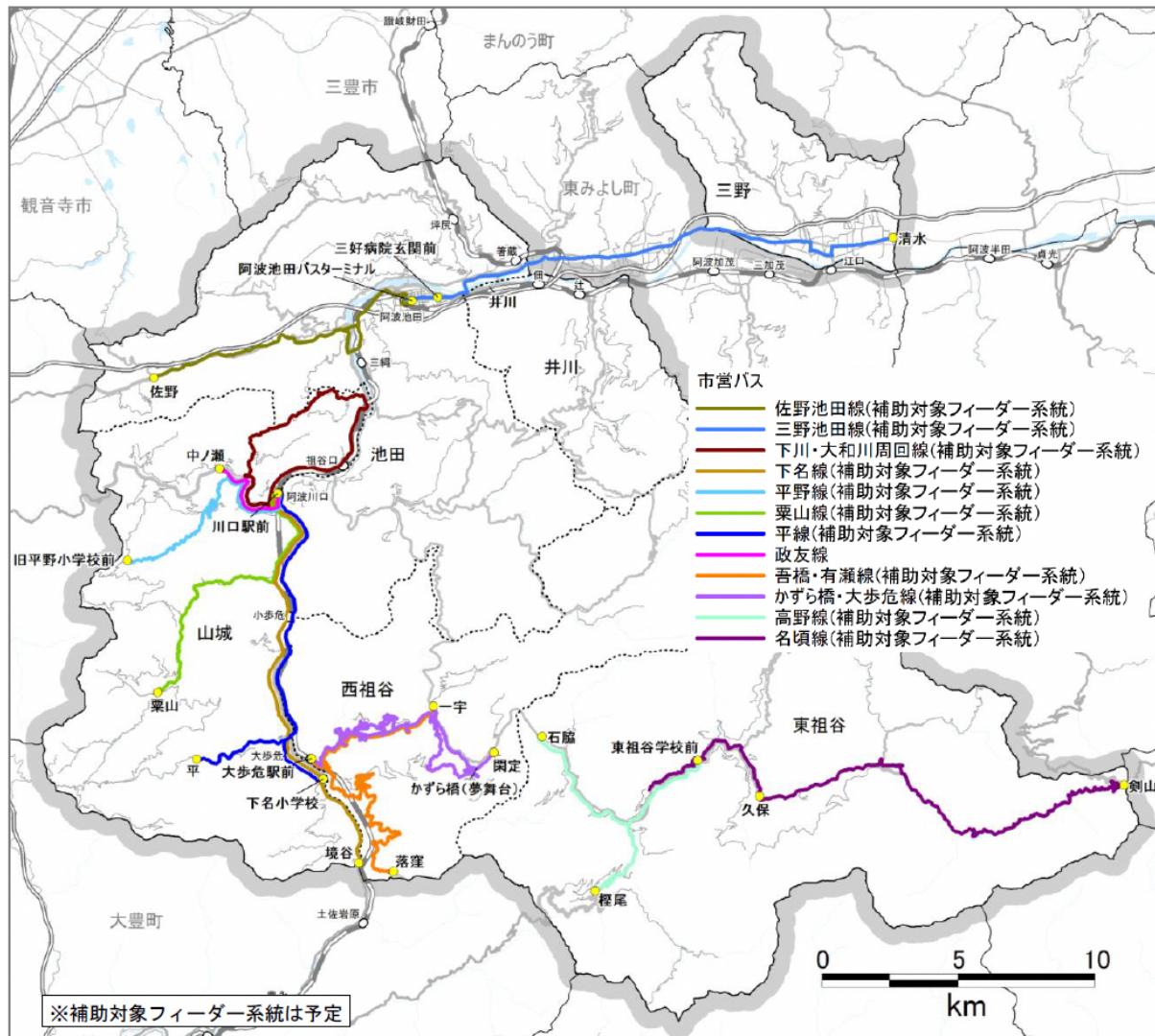


図：民間バス路線網

出典：三好市地域公共交通計画（マスタープラン）、P13

市営バスは、「三好市地域公共交通計画（マスタープラン）」（令和4年3月）によると、12路線34系統が小中学生の通学、地域住民の生活の足として運行しています。

令和元年度の輸送実績は、輸送人員約23,400人（小中学生を除く、実車走行約457,000km）となっており、平成26年からの5年間で輸送人員は約6,500人（22%）減少し、実車走行キロは約14,000km（3%）減少しています。



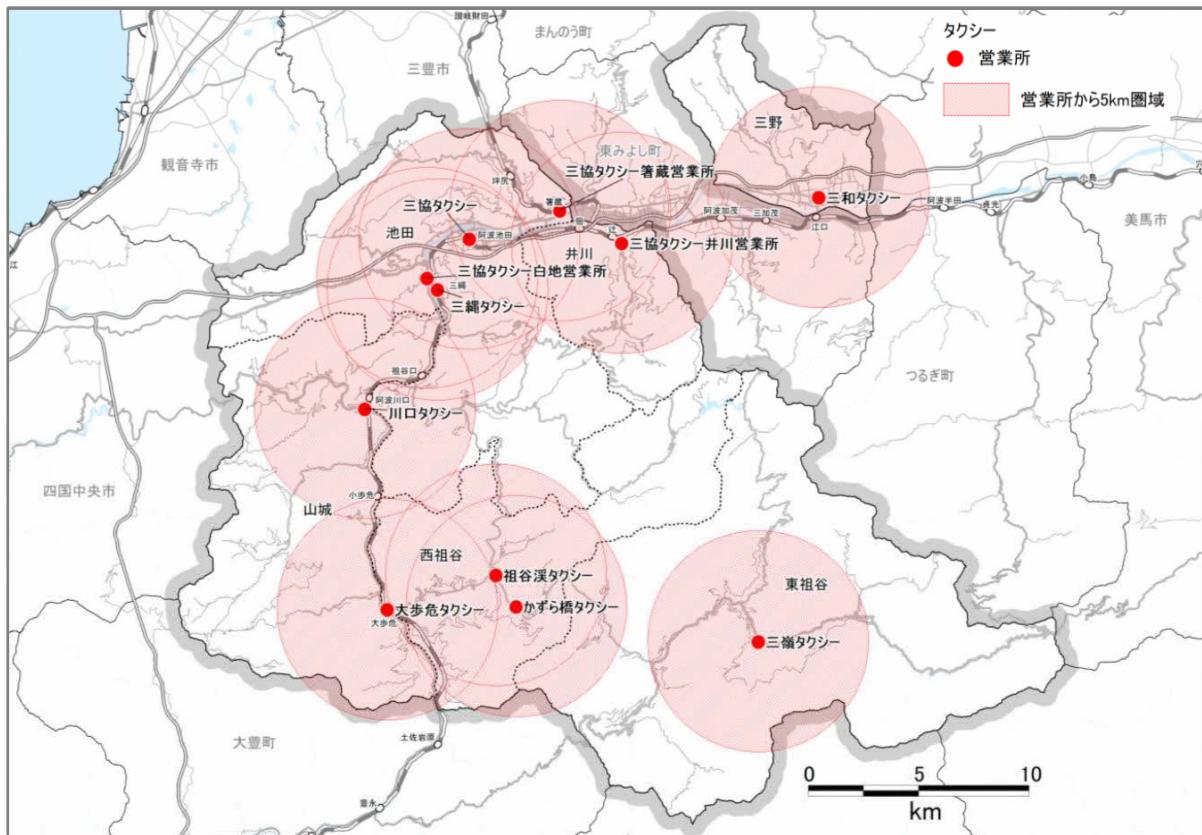
図：市営バス路線網

出典：三好市地域公共交通計画（マスタープラン）、P16

#### 4) タクシー

タクシー営業所は、「三好市地域公共交通計画（マスタープラン）」（令和4年3月）によると、市内に 11箇所あり、全域をカバーしていますが、井川南部、池田西部、東祖谷東部など各営業所から5km 以上離れ、日常的にタクシーを利用しにくい地域が一部あります。

また、本市は、在宅の高齢者等が日常生活に必要な外出にタクシーを利用する場合、その利用料金の一部を助成するタクシー利用助成を行っています。



図：タクシー営業所から5km の範囲

出典：三好市地域公共交通計画（マスタープラン）、P19

#### 5) 公共交通空白地域

一般にバス停や駅までの距離が400~500m以上になるとバスや鉄道を利用しにくく、こうした公共交通が利用できないあるいは利用しにくい地域は、交通空白地域と呼ばれています。「三好市地域公共交通計画（マスタープラン）」（令和4年3月）によると、地形的な高低差を考慮し、駅から半径500m圏外かつバス停から半径200m圏外を本市の交通空白地域とすると、交通空白地域人口は、約11,400人となり、総人口の42%を占めるとされており、自家用車やタクシーでの移動に頼る必要があります。

## ②上水道・生活排水処理等

### 1) 上水道等

本市の水道規模は、令和3年3月末時点で行政区域内人口24,544人に対し、給水人口20,640人（約84.1%）となります。上水道事業が1、簡易水道事業が1、その他の水道事業（簡易給水事業）が8、市全体で10事業と山間地域に小規模水道施設が広範囲に点在し、水道施設が多くあります。

また、山間地域には、谷水や湧水を飲料水として利用している地域があり、渴水や台風などの出水時には濁水となるため、清浄で安定した生活用水の確保に苦慮しています。さらに、地域間で水道普及率に格差があり、一部で施設の老朽化が進んでいます。自然災害などの緊急時における非常用飲料水の供給が重要です。

### 2) 生活排水処理

普段あまり意識することなく流している生活排水が、川や海の水質汚濁の大きな原因といわれています。本市では、これまで、合併浄化槽の整備と池田町の1地区において農業集落排水施設を整備し、適正な生活排水処理を行ってきました。しかし、将来的に人口減少が予想されるなかで、公共下水道や農業集落排水のような集合処理では、処理施設の維持管理に莫大な財政負担が必要なことから、平成27度より「浄化槽市町村整備推進事業」を導入し、市全域で生活排水を適正に処理していくこととしています。

### ③公園緑地

#### 1) 自然公園

本市には、東部に「剣山国定公園」、香川県境に「箸蔵県立自然公園」、高知県境に「野鹿池山自然環境保全地域」が位置しており、徳島県の自然公園として指定されています。剣山国定公園には、国指定天然記念物・名勝地であり、渓谷の美しい急流で有名な大歩危・小歩危渓谷をはじめ、祖谷渓谷、剣山、三嶺などの観光拠点が含まれています。



剣山



大歩危峡

写真：三好市公式観光サイト

#### 2) 都市公園

本市には都市公園が6箇所あり、合計面積は149,230m<sup>2</sup>となります。都市公園が整備されてから長い年月が経過したことで、遊具が老朽化している実態があります。中には、快適性が失われて、利用頻度が減少した公園もあります。

地域住民の憩いの場としての活用や防災拠点としての機能向上を図るためにも継続的な公園の整備、維持管理が必要となります。

#### <都市公園の一覧>

名称	地番	面積
鍛冶屋町児童公園	池田町マチ2286番地の一部	1,375 m <sup>2</sup>
州津児童公園	池田町州津宮ノ久保838番地	2,490 m <sup>2</sup>
白地児童公園	池田町白地本名165番地2ほか	3,865 m <sup>2</sup>
丸山公園	池田町ウエノ2770番地ほか	57,000 m <sup>2</sup>
吉野川運動公園	池田町イタノ3184番地先から3303番地先	75,000 m <sup>2</sup>
箸蔵近隣公園	池田町州津藤ノ井386番地5	9,500 m <sup>2</sup>

#### ④廃棄物

##### 1) ごみ排出量

本市の家庭系ごみの排出量は平成 24 年から令和元年度にかけて、人口減少とともに約 860t 減少しています。一方で、事業系ごみは、300t 以上増加しています。事業系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ共に増加傾向にあることから、排出量削減に向けた取組を強化する必要があります。

<ごみ排出量の実績>

項目	年度	24	25	26	27	28	29	30	1	(t/年)
家庭系ごみ	可燃ごみ 燃やすごみ	6,220	6,089	5,936	6,015	5,866	5,841	5,602	5,585	
	不燃ごみ 燃やさないごみ	505	478	469	437	443	452	448	419	
	資源ごみ かん	52	55	47	39	39	42	44	46	
	ペットボトル	44	50	49	47	46	54	55	57	
	プラスチック	8	21	34	32	29	34	35	39	
	トレイ・発泡スチロール	4	4	4	3	3	3	2	2	
	ひん	104	106	99	91	88	90	91	85	
	乾電池・蛍光管	7	8	5	6	6	7	6	10	
	紙・布	926	958	890	799	776	710	654	618	
	使用済み小型家電(市搬入分)	-	-	-	3	6	5	6	0	
	小計	1,145	1,202	1,128	1,020	993	945	893	857	
事業系ごみ	粗大ごみ 大型ごみ・複雑ごみ	113	148	176	191	196	189	223	259	
	計	7,983	7,917	7,709	7,663	7,498	7,427	7,166	7,120	
事業系ごみ	可燃ごみ 燃やすごみ	1,375	1,421	1,476	1,518	1,546	1,527	1,650	1,630	
	不燃ごみ 燃やさないごみ	46	36	38	36	50	52	41	55	
	粗大ごみ 大型ごみ・複雑ごみ	27	68	67	57	51	62	89	96	
合計		1,448	1,525	1,581	1,611	1,647	1,641	1,780	1,781	

出典：三好市一般廃棄物処理基本計画、P14

##### 2) 1人1日当たりごみ排出量

令和元年度の本市における1人1日平均ごみ排出量は、家庭系ごみと事業系ごみ共に、平成 24 年と比較して増加しています。それぞれ、可燃ごみと粗大ごみが増加し、事業系ごみで不燃ごみも微増しています。

<本市の1人1日当たりの平均ごみ排出量の推移>

項目	年度	単位	24	25	26	27	28	29	30	1
人口(各年度3月末現在)		人	29,994	29,364	28,643	28,028	27,407	26,675	26,011	25,245
	家庭系ごみ 可燃ごみ 燃やすごみ	g/人日	568.2	568.1	567.8	588.0	586.4	599.9	590.1	606.1
	不燃ごみ 燃やさないごみ	g/人日	46.1	44.6	44.9	42.7	44.3	46.4	47.2	45.5
	資源ごみ かん	g/人日	4.7	5.1	4.5	3.8	3.9	4.3	4.6	5.0
	ペットボトル	g/人日	4.0	4.7	4.7	4.6	4.6	5.5	5.8	6.2
	プラスチック	g/人日	0.7	2.0	3.3	3.1	2.9	3.5	3.7	4.2
	トレイ・発泡スチロール	g/人日	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
	ひん	g/人日	9.5	9.9	9.5	8.9	8.8	9.2	9.6	9.2
	乾電池・蛍光管	g/人日	0.6	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	1.1
	紙・布	g/人日	84.6	89.4	85.1	78.1	77.6	72.9	68.9	67.1
事業系ごみ	使用済み小型家電(市搬入分)	g/人日	-	-	-	0.3	0.6	0.5	0.6	0.0
	粗大ごみ 大型ごみ・複雑ごみ	g/人日	10.3	13.8	16.8	18.7	19.6	19.4	23.5	28.1
	計	g/人日	729.2	738.7	737.4	749.1	749.5	762.8	754.8	772.7
		t/日	3.77	3.89	4.04	4.16	4.24	4.18	4.52	4.47
事業系ごみ	可燃ごみ 燃やすごみ	t/日	0.13	0.10	0.10	0.10	0.14	0.14	0.11	0.15
	不燃ごみ 燃やさないごみ	t/日	0.07	0.19	0.18	0.16	0.14	0.17	0.24	0.26
	粗大ごみ 大型ごみ・複雑ごみ	t/日	4.0	4.2	4.3	4.4	4.5	4.5	4.9	4.9
合計		g/人日	861.5	881.0	888.6	906.5	914.2	931.4	942.3	966.0

\* 家庭系ごみ及び合計(g/人日)=家庭系ごみ及び合計年間排出量÷365日÷人口、事業系ごみ(t/日)=事業系ごみ年間排出量÷365日

出典：三好市一般廃棄物処理基本計画、P15

### 3) リサイクル

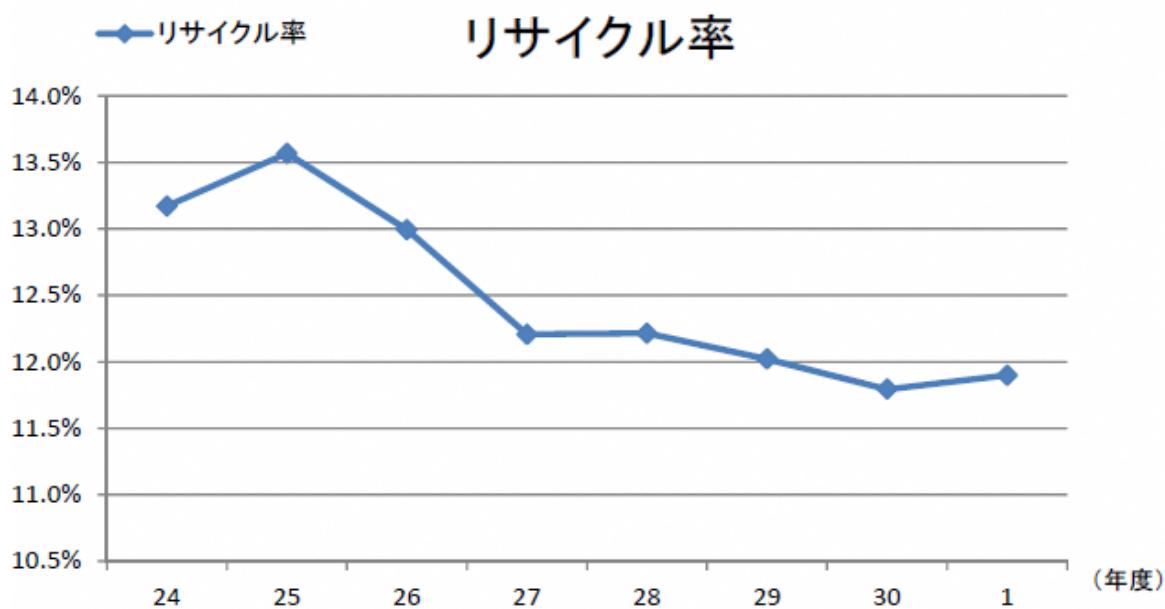
本市の再資源化量は平成25年以降年々減少傾向にあります。内訳では、紙類、ガラス類の再資源化量が減少している一方で、金属類、ペットボトル、プラスチック類、小型家電等は増加しています。リサイクル率は、平成24年以降概ね12%～13%台の間で推移しており、平成25年以降年々減少傾向にあります。全体的にリサイクル推進を図っていく必要があります。

＜再資源化量の推移＞

項目	年度	24	25	26	27	28	29	30	1	(t/年)
再資源化量 (搬出量)	紙類	900	930	863	774	751	683	627	593	
	金属類	182	172	164	215	221	220	225	255	
	ガラス類	104	106	99	61	48	78	91	85	
	ペットボトル	11	12	11	11	14	16	18	24	
	プラスチック類	12	25	38	35	32	37	37	41	
	布類	26	28	27	25	25	27	24	24	
	乾電池・蛍光管	7	8	5	6	6	7	6	10	
	小型家電				5	20	22	27	27	
		計	1,242	1,281	1,207	1,132	1,117	1,090	1,055	1,059
総ごみ排出量		9,431	9,442	9,290	9,274	9,145	9,068	8,946	8,901	
リサイクル率		13.2%	13.6%	13.0%	12.2%	12.2%	12.0%	11.8%	11.9%	

※ リサイクル率＝再資源量(搬出)÷総ごみ排出量計

出典：三好市一般廃棄物処理基本計画、P16



図：リサイクル率の推移

出典：三好市一般廃棄物処理基本計画、P17

## ⑤歴史・文化的資源及び景観

本市には、祖谷のかずら橋、木村家住宅、箸蔵寺などの国指定文化財があります。また、東祖谷落合地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。県指定の有形文化財である阿佐家住宅（東祖谷）や川人家長屋門（池田町）は、歴史的景観を生みだしています。その他にも、県や市指定の仏像や工芸品など有形文化財が市内に数多く存在しています。

本市は、「三好市景観計画」（平成 25 年 3 月改訂）を策定しており、「私たちの祖先がみんなで大切にしてきた深い自然に包まれた落ち着いたふるさとの情景」を目指すべき景観のすがたとして、「自然、人、まち・郷つながる、景観からの地域づくり」を目指すべき景観づくりのあり方としています。



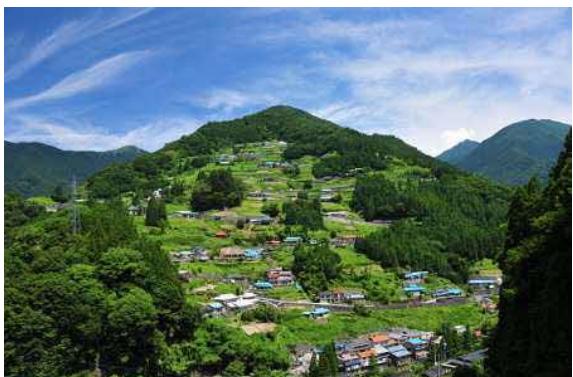
①祖谷のかずら橋



②箸蔵寺



③木村家住宅



④落合集落



⑤阿佐家住宅



⑥川人家長屋門

写真：令和 4 年 9 月 7 日現地撮影（①）、三好市観光サイト（②・③・⑥）、徳島県観光情報サイト（④・⑤）

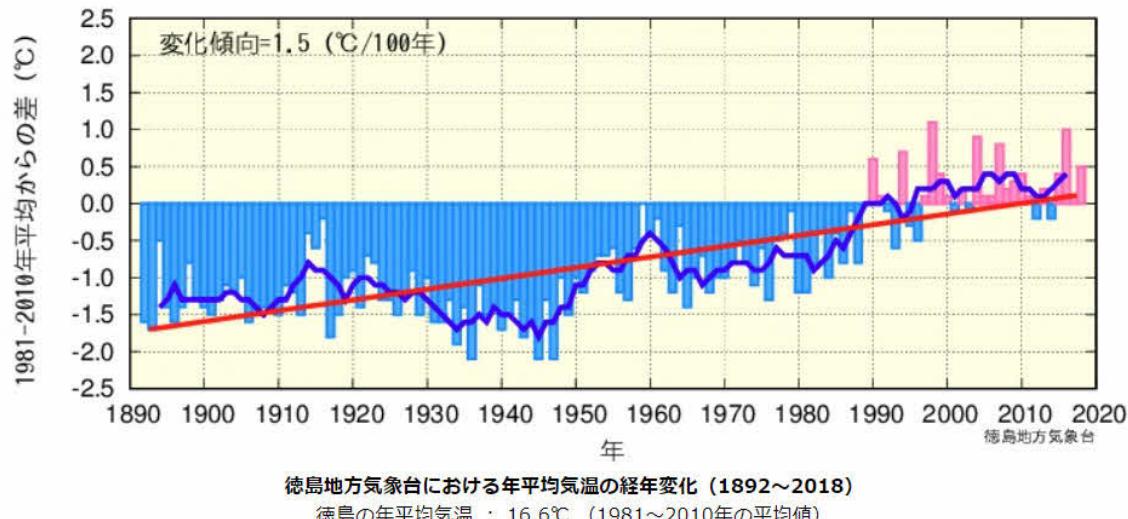
## 2-5 地球環境

### ①地球温暖化

徳島地方気象台における約100年間の（1910～2010年）の年平均気温の長期変化傾向を見ると、約1.5°C上昇していることが分かります。気温の変動は地球温暖化の影響や、観測所が都市部にあることによるヒートアイランドの影響があり、さらに数年～數十年程度の時間規模で繰り返される自然変動が重なっていると考えられています。

また、徳島地方気象台における猛暑日・真夏日・熱帯夜日数はそれぞれ増加傾向にあり、熱帯夜日数については10年間で約2.4日増加傾向にあることが示されています。

徳島の年平均気温偏差

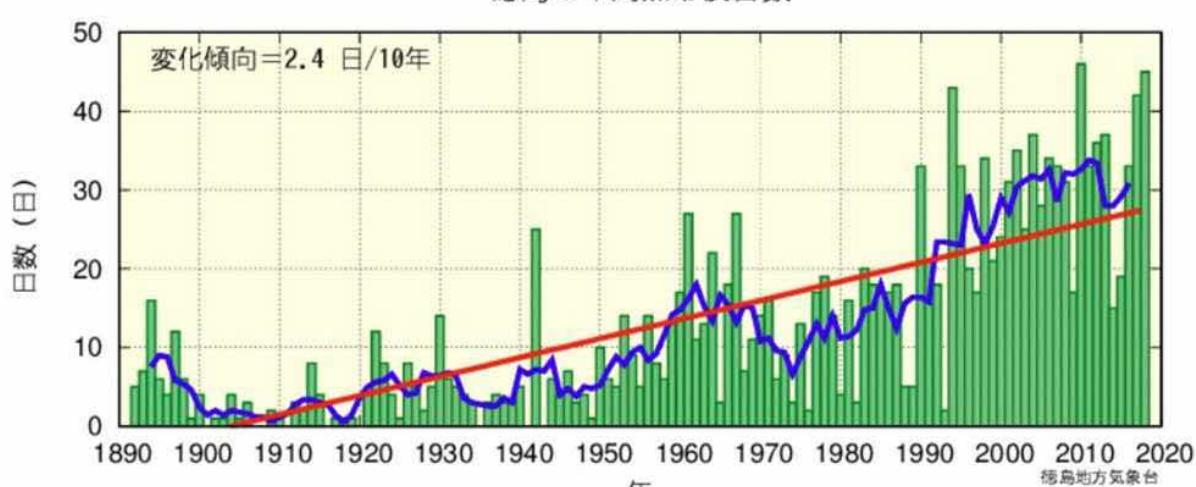


図：徳島の年平均気温偏差の推移

※棒グラフは各年の基準値（1981-2010年の30年平均値）からの偏差、青線は偏差の5年移動平均、赤直線は長期変化傾向

出典：気候の変動をみる（徳島地方気象台）

徳島の年間熱帯夜日数



図：徳島の年間熱帯夜日数の推移

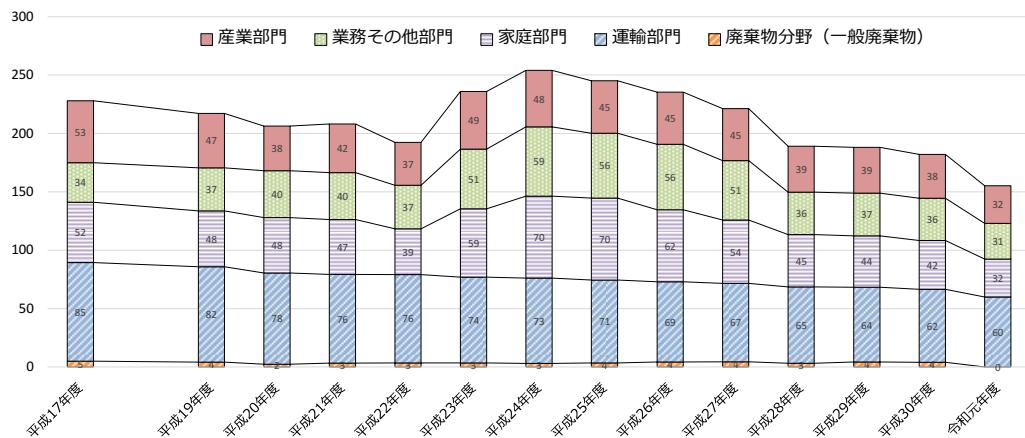
※棒グラフは観測日数、青線は偏差の5年移動平均、赤直線は長期変化傾向

出典：気候の変動をみる（徳島地方気象台）

## ②温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量の推移をみると平成24年度をピークに減少傾向であり、令和元年度の排出量は約15.5万t-CO<sub>2</sub>です。これは、平成24年以降、公共施設等への太陽光発電設置が増加したこと、人口減少による家庭系ごみの減少、省エネルギーの取組強化等多様な要因が考えられます。

部門別では運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量が最も多くを占め、全部門においてCO<sub>2</sub>排出量は減少傾向であることが確認できます。



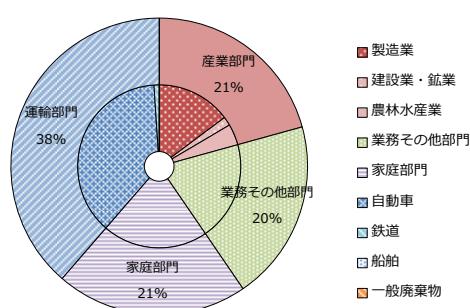
図：部門別CO<sub>2</sub>排出量の推移(t-CO<sub>2</sub>)

出典：徳島県三好市自治体排出量カルテ（2019年度）

### <部門別CO<sub>2</sub>排出量の内訳(t-CO<sub>2</sub>)>

部門・分野	平成17年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成19年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成20年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成21年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成22年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成23年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成24年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成25年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成26年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成27年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成28年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成29年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成30年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	令和元年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
合計	228	217	206	208	192	236	254	245	235	221	189	188	182	155
産業部門	53	47	38	42	37	49	48	45	45	45	39	39	38	32
製造業	45	39	32	30	26	35	34	32	33	34	28	29	28	23
建設業・鉱業	5	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3	3	3	3
農林水産業	3	4	3	8	7	10	10	9	7	7	8	7	7	6
業務その他部門	34	37	40	40	37	51	59	56	56	51	36	37	36	31
家庭部門	52	48	48	47	39	59	70	70	62	54	45	44	42	32
運輸部門	85	82	78	76	76	74	73	71	69	67	65	64	62	60
自動車	82	80	76	74	74	71	71	69	66	65	64	62	61	58
旅客	36	34	33	33	33	32	32	31	29	28	28	27	27	26
貨物	47	45	43	41	41	39	39	38	38	37	36	35	34	33
鉄道	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	5	4	2	3	3	3	4	4	4	3	4	4	4	0

出典：徳島県三好市自治体排出量カルテ（2019年度）



部門	令和元年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比
合計	155	100%
産業部門	32	21%
製造業	23	15%
建設業・鉱業	3	2%
農林水産業	6	4%
業務その他部門	31	20%
家庭部門	32	21%
運輸部門	60	39%
自動車	58	38%
旅客	26	16%
貨物	33	21%
鉄道	2	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	0	0%

図：令和元年度の部門別CO<sub>2</sub>排出量の構成（右は表）

出典：徳島県三好市自治体排出量カルテ（2019年度）

### ③省エネルギーの取組

本市は、省エネルギーの取組として、熱源や照明機器のハード面での取組に加えて、家庭系ごみの有料化・生ごみの再資源化、市職員のウォームビズ・クールビズの推進等、ソフト面での取組も進めています。脱炭素社会の実現に向けてより一層、省エネルギーの取組を強化する必要があります。

#### ＜省エネルギーの取組（ハード事業）＞

取組一覧	事業年度
温浴施設への薪ボイラーの導入	H25
市役所本庁舎照明のLED化	H21
街路灯のLED化（約1700基）	R1～2
市町村設置型浄化槽における低炭素対応型プロアーの設置	H22～現在

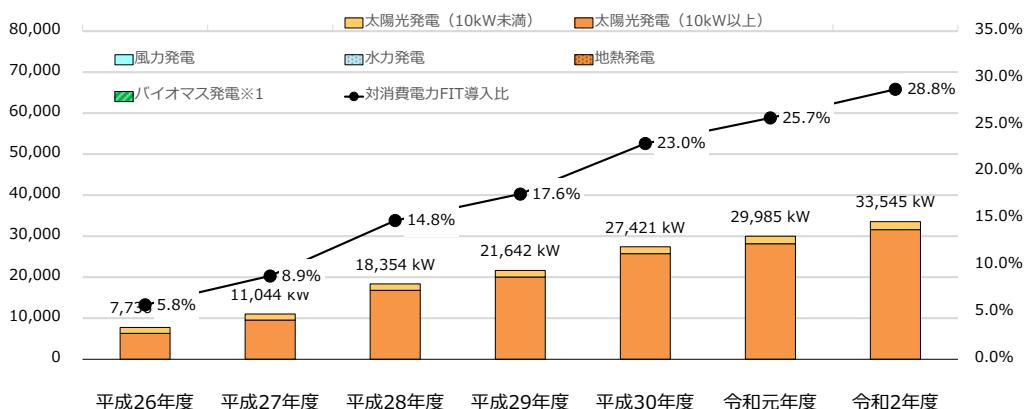
### ④再生可能エネルギー

#### 1) 導入状況

本市では、市内小中学校の一部に太陽光発電設備を導入しています。また、市内には多くの野立て太陽光発電所（FIT制度等）があり、井川町には大規模水力発電所も所在しています。

#### ＜市内小中学校での太陽光発電設備の導入状況＞

No.	施設名称	所在地	発電形態	発電出力 (kW)	売電 有無	所管府省庁等	事業名	設置 年度
1	山城中学校	三好市山城町大川持44番地	太陽光	20	無	(財)四国産業・技術振興センター	四国グリーン電力基金	H17
2	池田中学校	三好市池田町ウエノ2861番地1	太陽光	10	無	(財)四国産業・技術振興センター	四国グリーン電力基金	H20
3	東祖谷中学校	三好市東祖谷下瀬12番地1	太陽光	10	無	文部科学省	学校施設環境改善交付金	H24
4	辻小学校	三好市井川町辻53番地1	太陽光	10	無	文部科学省	学校施設環境改善交付金	H24
5	西祖谷中学校	三好市西祖谷山村東西岡10番地	太陽光	6	無	文部科学省	学校施設環境改善交付金	H24
6	西井川小学校	三好市井川町西井川734番地3	太陽光	10	有	文部科学省	学校施設環境改善交付金	H26
7	井川中学校	三好市井川町タクミ田100番地2	太陽光	10	無	環境省	再生可能エネルギー等導入推進基金事業	H26
8	株生小学校	三好市西祖谷山村一宇262番地1	太陽光	10	無	環境省	再生可能エネルギー等導入推進基金事業	H28



図：区域の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

出典：徳島県三好市自治体排出量カーネル（2019年度）

## 2) 導入ポテンシャル

本市は、急峻な山間部や流域面積が大きい河川が流れており、他地域と比べると中小水力発電の導入ポтенシャルは高い状況です。公共施設では、太陽光発電の導入がまだ進んでおらず、自家消費型の太陽光発電設備の導入余地があります。

「三好市自治体排出量カルテ」(2019年度)では、地中熱や風力発電（陸上）についての導入ポтенシャルが多く示されていますが、あくまで目安値であり、実態については詳細な調査が必要となります。

### ＜区域の再生可能エネルギーの導入ポтенシャル＞

	設備容量 [kW]	設備容量 [億MJ]	発電電力量 [MWh]	再エネ導入ポтенシャル [億MJ]
太陽光発電 (住宅用等)	73,000 kW	—	83,764 MWh	3 億MJ
風力発電 (陸上)	127,000 kW	—	289,781 MWh	10 億MJ
中小水力発電 (河川)	31,250 kW	—	164,250 MWh	6 億MJ
地熱発電	0 kW	—	0 MWh	0 億MJ
蒸気フラッシュ発電	0 kW	—	0 MWh	0 億MJ
バイナリー発電	0 kW	—	0 MWh	0 億MJ
低温バイナリー発電	0 kW	—	0 MWh	0 億MJ
太陽熱	—	2 億MJ	—	2 億MJ
地中熱	—	18 億MJ	—	18 億MJ
<b>再生可能エネルギー合計</b>	<b>231,250 kW</b>	<b>20 億MJ</b>	<b>537,795 MWh</b>	<b>39 億MJ</b>

出典：徳島県三好市自治体排出量カルテ（2019年度）

## 2-6 環境法令

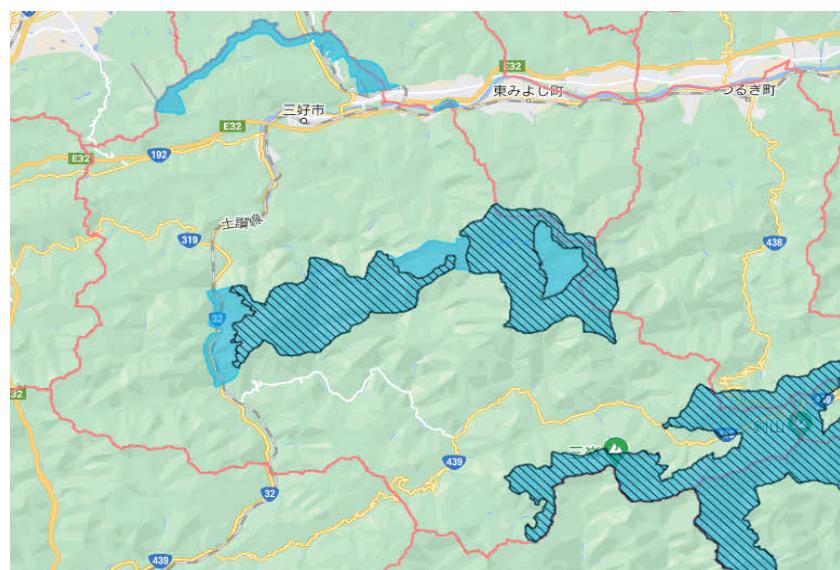
### ①自然環境法令

本市は、自然環境保全地域に該当する地域は所在しません。自然公園地域については北部、中部、南部に指定地域が存在します。北部には、箸蔵寺から行政界一体にかけて箸蔵県立自然公園が指定されており、中部は国見山、竜ヶ岳、矢筈山付近一帯が指定されています。南部は国定公園指定となっている剣山国定公園付近を含めた行政界付近が指定されています。鳥獣保護区についても北部、中部、南部と区別され、塚原高原地区以外は自然公園地域と同場所に区域が設定されております。

#### 1) 自然公園地域

<自然公園地域>

区分	規制の概要	該当箇所
普通地域	原則工事着手 30 日前に届出が必要	
特別地域	原則工事着手前に許可が必要	



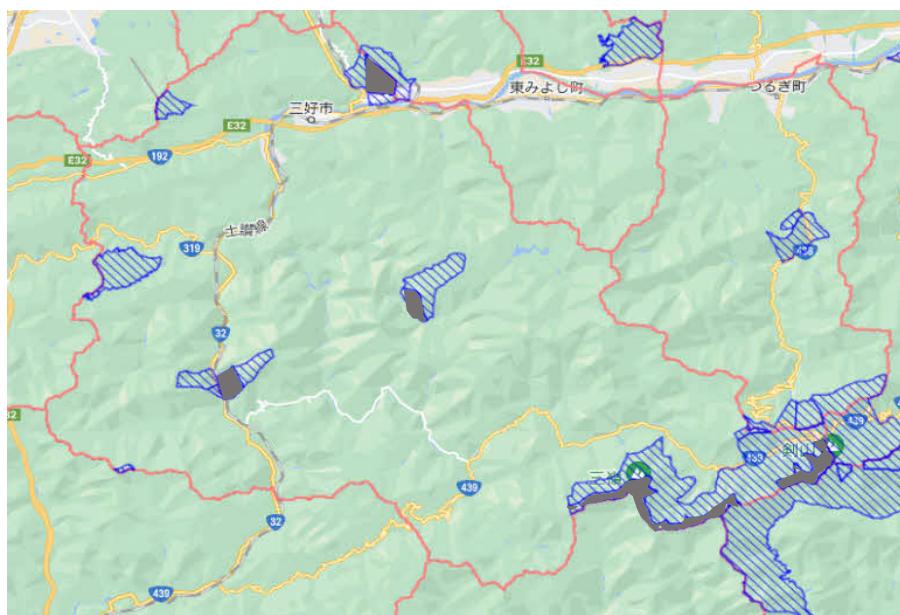
図：自然公園地域

参照：国土数値情報（国土交通省）、Google Map

#### 2) 鳥獣保護区

<鳥獣保護区>

区分	規制の概要	該当箇所
鳥獣保護区	区域内での狩猟の禁止	
鳥獣保護区特別保護区	原則工事着手前に許可が必要	



図：鳥獣保護区

参照：国土数値情報（国土交通省）、Google Map

②生活環境法令

1) 大気汚染

〈大気汚染に係る環境基準〉

物質	環境上の条件（設定年月日）等
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	

工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しません。  
浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものです。  
二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回らないよう努めるものとなります。  
光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいいます。

出典：大気汚染に係る環境基準（環境省）

〈大気汚染に係る指針〉

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。 (S51.8.13通知)

出典：大気汚染に係る環境基準（環境省）

## 2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）

＜有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準＞

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H13.4.20 告示)
備考	
工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しません。ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとされております。	

出典：大気汚染に係る環境基準（環境省）

## 3) 有害大気汚染物質（ダイオキシン）

＜ダイオキシン類に係る環境基準＞

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H11.12.27 告示)
備考	
工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しません。基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値となります。	

出典：大気汚染に係る環境基準（環境省）

## 4) 微小粒子状物質

＜微小粒子状物質に係る環境基準＞

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9 告示)
備考	
工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しません。微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。	

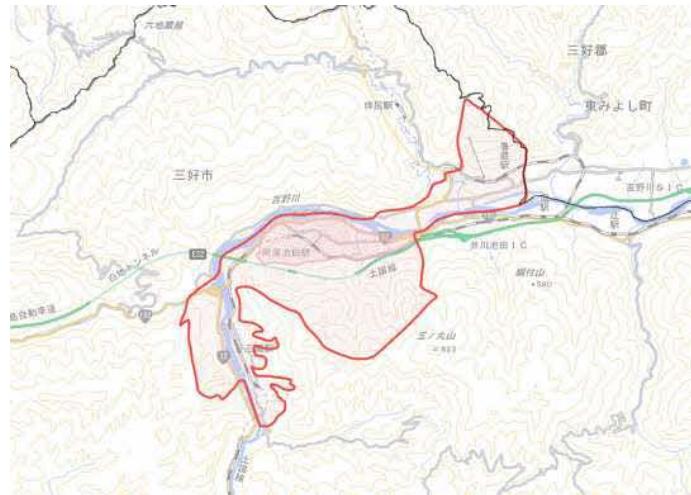
出典：大気汚染に係る環境基準（環境省）

### ③開発環境法令

都市計画区域は池田都市計画区域が該当しています。保安林については中央部から南部にかけて広く設定されております。農業地域については山間部を除きほぼ市内全域に設定されております。

#### 1) 都市計画区域

区分	規制の概要	該当箇所
都市計画区域	原則開発許可が必要	
区域外	1ヘクタール以上の開発行為がある場合は開発許可が必要	—

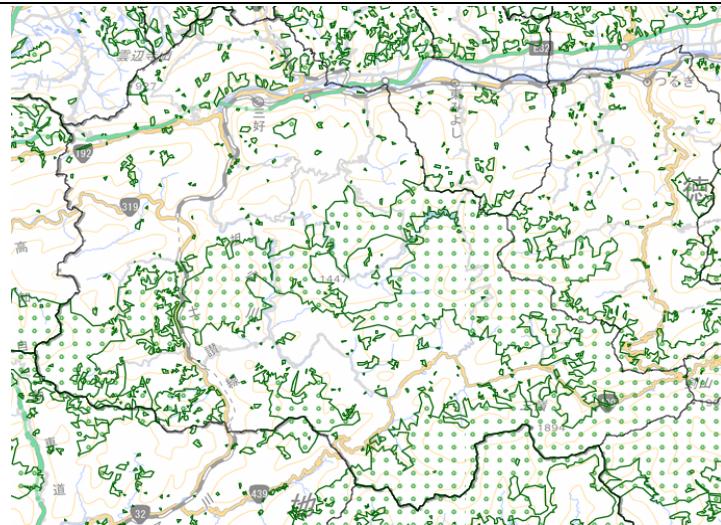


図：都市計画区域

参照：都市計画区域調査（国土交通省）

#### 2) 保安林地区

区分	規制の概要	該当箇所
保安林	都道府県知事の許可が必要です。その他、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林内的重要流域内については農林水産大臣の許可が必要になります。	



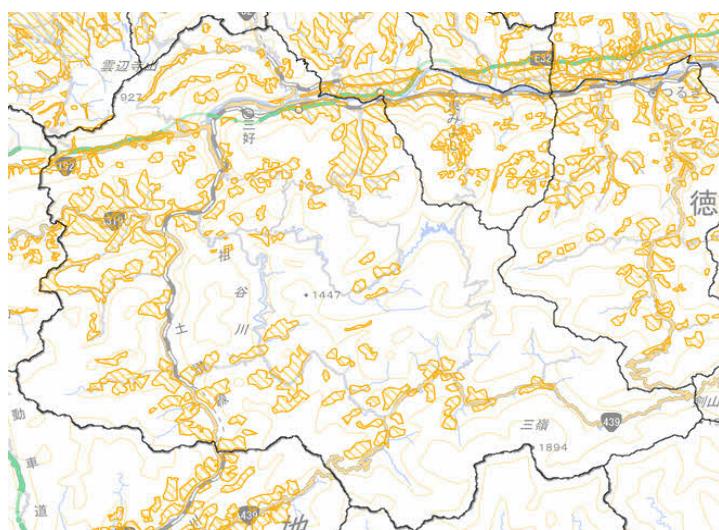
図：都市計画区域

参照：保安林調査（国土交通省）

### 3) 農用地区域

#### ＜農用地区域＞

区分	規制の概要	該当箇所
農用地 区域	<p>原則不許可となります。やむを得ず除外する場合は知事又は4ha以上の場合は農林水産大臣の許可が必要となります。 (除外要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農用地区域外に代替えできる土地がないこと。</li> <li>2. 農地の集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</li> <li>3. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</li> <li>4. 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。</li> <li>5. 土地改良事業等の工事完了後8年以上経過していること。</li> </ol>	



図：農用地区域

参照：農用地区調査（国土交通省）

## 2-7 環境学習の状況

本市は、学校版環境 ISO 実態調査を行っており、各学校における環境活動の取組を点検しています。地域の清掃活動、空き缶回収、節電・節水等、各学校の委員会を中心に環境の取組が進められています。また、三繩小学校や辻学校では、校外においてリサイクル学習や自然体験型の環境学習が行われています。

一方で、市民や家庭を巻き込んだ環境学習機会は少なく、学校現場でのより一層の取組強化と合わせて、普及啓発事業を市内全域で積極的に進めていく必要があります。



写真：リサイクルプラザ見学（辻小）



写真：サギソウ植付け（三繩小）

### 第3章 環境分野における課題

1章における世界・国・県の動向整理、2章における本市の地域概況、環境現況の整理結果を踏まえて、課題点を整理します。

#### <世界・国・県の動向を踏まえた上での市としての課題>

	内容	→	市としての課題
世界	SDGs：17の持続可能な開発目標 パリ協定：世界平均気温を2℃未満に COP26：2030年迄の排出目標を再検討、強化		<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な開発 →住み続けられるまちづくり、生態系保全 等</li> </ul>
国	2050年カーボンニュートラルの実現 地球温暖化対策計画改訂 →2030年迄に2013年比で温室効果ガス排出量46%削減 プラスチック資源循環戦略を策定		<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年カーボンニュートラルの実現</li> <li>3R+Renewableの推進</li> <li>脱炭素社会の実現 →再生可能エネルギー導入、省エネルギー推進</li> <li>気候変動適応の強化 →防災・減災力の向上、熱中症対策 等</li> </ul>
県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例 第3次徳島県環境基本計画策定 →脱炭素社会実現、気候変動適応対策		

#### <地域概況を踏まえた上での課題>

項目	現状	課題
地域概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年の15歳～64歳の割合は10年間で<u>6.7%減少</u>、65歳以上の割合は<u>8.0%増加</u>、世帯数は<u>14.3%減少</u> →少子高齢化・世帯数減少、限界集落増加</li> <li>中心市街地の空洞化、耕作放棄地の増加、中山間地域の過疎化、森林の荒廃等が懸念</li> <li>医療福祉分野の就業者割合の増加</li> <li>2020年の農業産出額は2016年比で約<u>17.3%減少</u></li> <li>2020年の農家数・農業経営体数・経営耕地面積は2010年比で減少</li> <li>2020年の林家数・林業経営体数・保有山林面積は2010年比で減少</li> <li>2020年の事業所数、卸売業・小売業の商店数は2010年比で減少</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大の影響で観光施設利用者数大幅減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境分野からの少子高齢化対策</li> <li>市街地の活性化、公共施設や商業施設の集客性向上</li> <li>農地（耕作放棄地含）や豊富な森林資源の有効活用</li> <li>環境分野と医療・福祉分野との連携（省エネルギーの推進等）</li> <li>農家への支援、担い手の確保、ICT<sup>2</sup>活用によるスマート農業の導入</li> <li>林業生産力の向上、スマート林業の導入、観光・教育の場としての森林活用</li> <li>環境配慮行動の促進による商工業の活性化</li> <li>観光資源の維持、利用者へのサービス向上</li> </ul>

<sup>2</sup> Information and Communication Technology 情報通信技術

＜環境概況を踏まえた上の課題＞

項目	現状	課題
自然 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川の吉野川が代表的な河川、急峻な山間地域を流れる川は落差が大きい</li> <li>市内に 15箇所のため池</li> <li>市面積の約 90%が森林、その内人工林は約 63%、素材生産量が県全体の 46.5%</li> <li>黒沢湿原等、豊かな生態系を有する</li> <li>鳥獣被害の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川を利用した小水力発電の導入</li> <li>ため池等、防災減災機能の確保</li> <li>素材生産以外における森林資源を有効活用</li> <li>生態系保全への理解向上</li> <li>遊休農地の有効活用</li> </ul>
生活 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>光化学オキシダント增加</li> <li>水質は環境基準に適合</li> <li>要措置区域の指定無し</li> <li>騒音や振動に関する条例が規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>光化学オキシダントの排出抑制（自動車排出ガス規制など）</li> <li>水質環境の維持</li> <li>自然資源と人との触れ合い機会の増加</li> </ul>
快適 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道利用者数の減少</li> <li>バス輸送人員、実車走行距離の減少</li> <li>公共交通空白地域人口が約 42%</li> <li>水道施設の老朽化</li> <li>剣山国定公園等、自然公園を有する</li> <li>都市公園内遊具の老朽化、利用頻度減少</li> <li>事業系ごみ、1人1日当たりのごみ排出量の増加</li> <li>リサイクル率の低下</li> <li>国・県指定の重要文化財を多く有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道及びバス利用の促進</li> <li>自家用車及びタクシーの脱炭素化</li> <li>水道施設の維持、災害時における生活用水の確保</li> <li>自然体験の機会やグリーンツーリズムの促進</li> <li>都市公園の維持管理</li> <li>リサイクル率の向上、普及啓発機会の拡大</li> <li>文化財や景観の維持</li> </ul>
地球 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的な気温上昇、熱帯夜日数の増加</li> <li>温室効果ガス排出量は減少傾向</li> <li>運輸部門の CO<sub>2</sub> 排出量が多くを占める</li> <li>市庁舎、街路灯の LED 化</li> <li>公共施設への太陽光発電導入量 156kW (学校等の 11 施設のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策及び適応</li> <li>ゼロカーボンに向けた取組強化</li> <li>公共施設をはじめ地域全体での省エネルギー推進</li> <li>再生可能エネルギー導入の加速、太陽光発電+蓄電池導入等</li> </ul>
環境 学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 実態調査で学校ごとに環境活動の取組を点検</li> <li>各学校で生徒会を中心に節電や紙リサイクルなど実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における環境活動の取組強化</li> <li>学校以外での環境学習機会の創出</li> <li>脱炭素・リサイクルをテーマとした普及啓発活動の充実</li> </ul>

## 第4章 望ましい環境の将来像及び基本目標の設定

### 4-1 望ましい環境の将来像及び基本目標

三好市環境基本条例、第3章で整理した本市の課題を踏まえて、本市の望ましい環境の将来像を設定します。

#### ＜望ましい環境の将来像の設定＞

##### 三好市環境基本条例

###### ■基本理念

- 環境の保全と創造(以下「環境の保全等」)は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 環境の保全等は、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行わなければならない。
- 地球環境の保全は、現在及び将来にわたって、市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保する上で極めて重要であるとともに、人類共通の願いでもあることを認識し、地域での取組とともに、国際的協力の下、積極的に推進しなければならない。

##### 本市の環境分野における主な課題

- ・持続可能な開発及び住み続けられるまちづくり
- ・2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現
- ・3R+Renewable の推進、リサイクル率の向上
- ・気候変動適応の強化、防災・減災力の向上、熱中症対策
- ・農地（耕作放棄地含む）や豊富な森林資源の有効活用
- ・生態系保全への理解向上、環境学習・環境活動の取組強化
- ・光化学オキシダントの排出抑制 等



##### 望ましい環境の将来像

**豊かで生き活き安心安全なまち三好**

～2050年ゼロカーボンシティを目指して～

＜望ましい環境の将来像について＞

望ましい環境の将来像

## 豊かで生き活き安心安全なまち三好

～2050年ゼロカーボンシティを目指して～

全体	本市の特徴である豊かな自然環境を良好な状態を確保しながら将来世代に渡つて引継ぎ、人と自然が共生する持続可能な循環型社会を構築します。
脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者・行政の各立場の間で脱炭素に対する意識が浸透し、脱炭素や環境配慮に対するライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。</li> <li>地域内のほとんどの施設・建物において、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化が図られています。</li> <li>ほぼすべての自動車が、電気自動車（EV<sup>3</sup>）や燃料電池自動車（FCV<sup>4</sup>）など環境負荷の少ない自動車となっています。</li> </ul>
気候変動 適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の気候変動影響に備え、その被害を防止・軽減していくために、科学的な知見に基づき、地域一体となって取組が進められています。</li> <li>大型台風襲来や集中豪雨発生時にも被害を最小限に抑えて、安心・安全な生活の確保と速やかな事業再開が可能なレジリエントな地域社会が構築されています。</li> </ul>
自然共生 社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域の約9割を占める森林を良好な状態を確保しながら将来にわたって適切に維持管理しています。</li> <li>地域住民や観光客が自然と触れ合える機会が充実し、自然保護の意識や環境に配慮したライフスタイルが定着しています。</li> </ul>
循環型 社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者・行政の各立場の間で、ごみの減量化、リサイクル、フードロス、プラスチックごみ削減に対する意識が浸透し、持続可能な循環型社会が実現しています。</li> <li>地域の循環資源を中心に再生可能資源、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資金循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく「地域循環共生圏」が構築されています。</li> </ul>
協働参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素、気候変動適応、自然共生社会、循環型社会をテーマとした環境学習機会が充実しており、地域内での環境意識の醸成が図られています。</li> <li>県内他地域、日本国内、世界各国と環境分野に係る連携を積極的に図りながら地球上の環境問題解決に向けて積極的に取り組んでいます。</li> </ul>

<sup>3</sup> Electric Vehicle 電気自動車

<sup>4</sup> Fuel Cell Vehicle 燃料電池自動車

本市の基本目標を次の通り設定します。

## 基本目標1 脱炭素社会の実現

- ・2050年迄のゼロカーボンシティの実現を目指します

## 基本目標2 気候変動適応の強化

- ・地域一体での気候変動適応の取組を強化します

## 基本目標3 自然との共生

- ・豊かな自然環境と積極的に関わり、将来に引き継いでいきます

## 基本目標4 循環型社会の構築

- ・資源の循環利用を促進し、持続可能な循環型社会を構築します

## 基本目標5 協働参画の地域づくり

- ・地域内外の連携により環境に配慮した地域づくりを目指します

## 4-2 施策の体系

基本目標1～5の施策の体系を次の通り示します。

望ましい環境の将来像		
豊かで生き活き安心安全なまち三好		
～2050年ゼロカーボンシティを目指して～		
施策の体系		
基本目標	基本施策	施策
1 脱炭素社会 の実現	温室効果ガス排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入</li> <li>・省エネルギーの推進</li> <li>・吸収源対策の推進</li> </ul>
	脱炭素型交通の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない自動車の導入</li> <li>・公共交通及び自転車の利用促進</li> </ul>
2 気候変動 適応の強化	防災減災機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンインフラの活用</li> <li>・自立分散型エネルギーの確保</li> </ul>
	農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した生産体制の確立</li> <li>・スマート農業の導入</li> </ul>
	健康で快適な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症対策の強化</li> <li>・感染症対策</li> </ul>
	適応に関する普及啓発	・適応に関する理解促進
3 自然との 共生	豊かな自然環境の継続的保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の適切な維持管理</li> <li>・林業の担い手育成</li> <li>・大気・水質・土壤の汚染対策</li> <li>・生物多様性保全の推進</li> </ul>
	自然と人が触れ合う機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験やグリーンツーリズムの促進</li> <li>・生態系保全への理解向上</li> </ul>
4 循環型社会 の構築	資源の循環利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5Rの推進</li> <li>・地域内資源の有効活用</li> <li>・地域循環共生圏の構築</li> <li>・資源循環利用に関する普及啓発</li> </ul>
5 協働参画の 地域づくり	環境活動・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における環境活動の取組強化</li> <li>・地域での環境活動機会の創出</li> </ul>
	地域間連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体との連携</li> <li>・世界との連携</li> </ul>

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 脱炭素社会の実現

2050年迄のゼロカーボンシティの実現を目指した施策を進めていきます。

#### 基本目標1：脱炭素社会の実現

基本施策	施策	内容
①温室効果ガス排出量の削減	再生可能エネルギーの導入 (重点施策)	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設への自家消費型太陽光発電設備等の導入</li><li>● 小水力発電の導入検討</li><li>● 再エネ電気プランへの切替等による再エネ導入率の向上</li><li>● 官民連携によるオフサイトからの再エネ電気供給の推進</li></ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所への自家消費型太陽光発電設備等の導入</li><li>● 再エネ電気プランへの切替等による再エネ導入率の向上</li></ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 自家消費型太陽光発電設備等の導入</li><li>● 再エネ電気プランへの切替等による再エネ導入率の向上</li></ul>
	省エネルギーの推進 (重点施策)	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設における照明・空調等の省エネ改修</li><li>● 屋内不在時の照明オフ、空調設定改善による運用の効率化</li><li>● 庁内での脱炭素意識の共有、事業者・家庭向けの情報提供</li></ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所における設備機器の省エネ改修</li><li>● 設備機器の運用効率の向上</li><li>● クール・ウォームビズをはじめ従業員の省エネ行動促進</li></ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 省エネ性能の高い家電の購入</li><li>● 自主的な省エネ行動の実践、省エネ最新情報の入手</li></ul>
	吸收源対策の推進	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 計画的な植林・育林・間伐への支援拡充</li></ul> <p>＜事業者（林業経営体）＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 機械・ドローン・GISを活用したスマート林業の推進</li></ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 間伐材の利用、バイオマス資源利用施設の積極的な利用</li></ul>

②脱炭素型交通の促進	環境負荷の少ない自動車の導入	<p><b>&lt;行政&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公用車をEV・FCVへと段階的に切替</li> <li>● 観光系公共施設でのEVステーションの整備</li> </ul> <p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業車等をEV・FCVへと段階的に切替</li> <li>● 事業所へのEVステーションの整備</li> </ul> <p><b>&lt;市民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用車をEV・FCVへと切替</li> <li>● EV充電設備等の設置</li> </ul>
	公共交通利用の効率化	<p><b>&lt;行政&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共バスのデマンド運行</li> <li>● 公共交通の担い手確保</li> </ul> <p><b>&lt;事業者（交通事業者）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ICTの活用を含む効率的な運用計画への見直し</li> </ul> <p><b>&lt;市民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光における公共交通機関の利用</li> </ul>

## 基本目標2 気候変動適応の強化

地域一体での気候変動適応の取組を強化し、安心安全な生活を確保します。

### 基本目標2：気候変動適応の強化

基本施策	施策	内容
①防災減災機能の確保	グリーンインフラ <sup>5</sup> の活用	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園・都市公園や緑地・森林の適切な維持管理</li> <li>● ため池ハザードマップの注意喚起、ため池の維持管理</li> <li>● 湿地の保護活動の強化</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンインフラ整備への理解向上</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンインフラ整備への理解向上</li> </ul>
	自立分散型エネルギーの確保 (重点施策)	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家消費型再エネ発電設備と蓄電池の導入</li> <li>● 非常時におけるエネルギー供給体制の構築</li> <li>● EV の利活用</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家消費型再エネ発電設備と蓄電池の導入</li> <li>● EV の利活用</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭用太陽光発電設備と蓄電池の導入</li> <li>● EV の利活用</li> </ul>
②農業の振興	安定した生産体制の確立	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農家への支援拡充、担い手の育成支援</li> <li>● 耕作放棄地等の利活用検討</li> <li>● 異業種（観光業等）との連携</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT を活用したスマート農業の推進</li> <li>● 異業種（観光業等）との連携</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元の食材・製材の消費推進</li> </ul>
	スマート農業の導入	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 先進技術（ドローン・ソーラーシェア等）の活用促進</li> <li>● 事業者・市民への農業に関する情報提供</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 先進技術（ドローン・ソーラーシェア等）の利活用</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スマート農業の理解向上</li> </ul>

<sup>5</sup> 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

③健康で快適な生活環境の確保	熱中症対策の強化	<p><b>&lt;行政&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 热中症対策に関する情報提供の充実</li> <li>● 高齢者の見守り体制の強化</li> </ul> <p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 热中症対策の理解向上、作業時の热中症対策の強化</li> </ul> <p><b>&lt;市民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 热中症対策の理解向上、作業時の热中症対策の強化</li> </ul>
	感染症対策	<p><b>&lt;行政&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者・市民への感染症に関する情報提供</li> <li>● 感染症流行に備えた行政・医療体制の整備</li> </ul> <p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リモートワークの導入推進</li> </ul> <p><b>&lt;市民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リモートワークの積極的実施</li> </ul>
④適応に関する普及啓発	適応に関する理解促進	<p><b>&lt;行政&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者・市民への気候変動適応に関する情報提供</li> <li>● A-PLAT<sup>6</sup>やTCCCA<sup>7</sup>のデータベース活用</li> </ul> <p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動適応に関する情報収集</li> <li>● ハザードマップ等を活用した避難場所の確認</li> </ul> <p><b>&lt;市民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動適応に関する情報収集</li> <li>● ハザードマップ等を活用した避難場所の確認</li> </ul>

<sup>6</sup> 気候変動適応情報プラットフォーム(CLIMATE CHANGE ADAPTATION INFORMATION PLATFORM)、気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また正の影響を活用した社会構築を目指す施策を進めるために参考となる情報を発信するための情報基盤

<sup>7</sup> 徳島県地球温暖化防止活動推進センター(Tokushima Center for Climate Change Action)、徳島県内での地球温暖化防止活動に資する情報提供や取組のサポートを行う機関

### 基本目標3 自然との共生

豊かな自然環境と積極的に関わり、将来に引き継いでいきます。

#### 基本目標3：自然との共生

基本施策	施策	内容
① 豊かな自然環境の継続的保全	森林の適切な維持管理	<p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林経営管理制度に基づき林業事業体との連携強化</li> <li>● バイオマスボイラへの燃料材の継続的活用</li> <li>● ICTを活用したスマート林業の推進</li> <li>● 林業従事者への支援強化</li> </ul> <p>&lt;事業者（林業事業体）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施業の効率化（機械施業等の拡充）</li> <li>● 行政との森林管理に関する連携強化</li> </ul> <p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動等を通じた森林整備への積極的関与</li> </ul>
	林業の担い手育成 (重点施策)	<p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 林業アカデミー等の充実</li> <li>● 事業者・市民との連携による林業普及啓発の企画・実践</li> </ul> <p>&lt;事業者（林業事業体）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政・市民との連携による林業普及啓発の企画・実践</li> </ul> <p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 林業への理解向上、ボランティア活動への参加</li> </ul>
	大気・水質・土壌の汚染対策	<p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 光化学オキシダントの排出抑制の強化</li> <li>● 大気・水質・土質環境の継続的なモニタリング</li> </ul> <p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EV利用やエコ運転による自動車排出ガスの抑制</li> <li>● 事業活動における水質・土壌環境への配慮</li> </ul> <p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EV利用やエコ運転による自動車排出ガスの抑制</li> <li>● 家庭生活等における水質・土壌環境への配慮</li> </ul>
	生物多様性保全の推進	<p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 希少野生動植物種の保護</li> <li>● 事業者・市民への生物多様性に関する情報発信</li> </ul> <p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動における生物多様性への配慮</li> </ul> <p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性への理解向上</li> </ul>

<p><b>②自然と人が触れ合う機会の創出</b></p>	<p>自然体験や グリーンツー リズムの促進</p>	<p><b>&lt;行政&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園等を活用した自然体験機会の拡充</li> <li>● グリーンツーリズムの普及及び情報発信</li> </ul> <p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政・市民との連携による自然体験機会への参加</li> </ul> <p><b>&lt;市民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然体験機会への積極的な参加</li> <li>● グリーンツーリズムの理解向上及び参加</li> </ul>
	<p>生態系保全へ の理解向上</p>	<p><b>&lt;行政&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定外来種への規制強化及び事業者・市民への情報発信</li> <li>● 鳥獣捕獲対策の強化</li> </ul> <p><b>&lt;事業者&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動における生態系保全への配慮</li> </ul> <p><b>&lt;市民&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生態系保全への理解向上</li> </ul>

## 基本目標4 循環型社会の構築

資源の循環利用を促進し、持続可能な循環型社会を構築します。

基本目標4：循環型社会の構築		
基本施策	施策	内容
①資源の循環利用	5Rの推進 (重点施策)	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者・住民への5Rに関する情報提供・意識啓発</li> <li>● みよし広域連合との連携強化</li> <li>● 事業者との連携による店頭回収の推進、フードロス対策強化</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ分別の徹底、生ごみの減量化、フードロス削減</li> <li>● プラスチック使用量削減、再生プラスチックの利用促進</li> <li>● 行政との連携による店頭回収の推進</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ分別の徹底、生ごみの減量化、フードロス削減</li> <li>● マイバック活用、簡易包装商品の購入促進</li> </ul>
	地域内資源の有効活用	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元木材等の活用促進</li> <li>● 地産地消型エネルギー供給体制の構築</li> <li>● 事業者・住民への情報提供・意識啓発</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元食材・木材等の積極的な使用</li> <li>● 地産地消型エネルギー供給体制の導入促進</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元食材・木材等の積極的な使用</li> </ul>
	地域循環共生圏の構築	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源の持続的活用による経済循環の創出</li> <li>● 人々の交流機会の創出</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源の持続的活用による経済循環の創出</li> <li>● 地域金融機関との連携強化</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源の持続的使用</li> </ul>
	資源循環利用に関する普及啓発	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者・市民への資源循環に関する積極的な普及啓発</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源循環関連イベントへの積極的参加及び情報収集</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源循環関連イベントへの積極的参加及び情報収集</li> </ul>

## 基本目標5 協働参画の地域づくり

地域内外の連携により環境に配慮した地域づくりを目指します。

### 基本目標5：協働参画の地域づくり

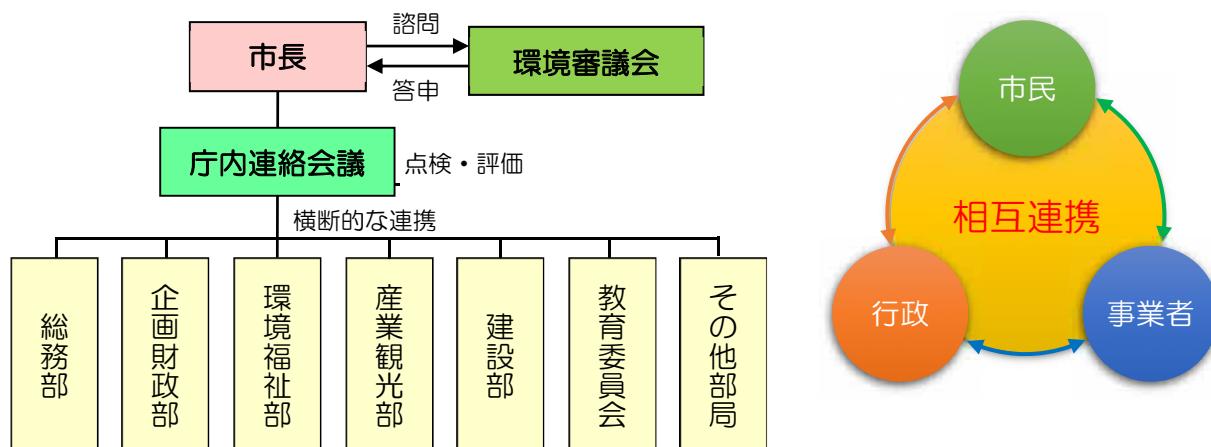
基本施策	施策	内容
①環境活動・環境学習の充実	学校における環境活動の取組強化	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校現場での環境教育機会の充実</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政と連携した環境学習への積極的な関与</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境学習・環境保全活動への積極的な参加</li> <li>● 環境学習で学んだ内容を家庭内外で共有</li> </ul>
	地域での環境活動機会の創出 (重点施策)	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者・市民向けの環境学習機会の創出</li> <li>● 事業者・市民と連携した環境イベントの取組推進</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境イベントへの参加や美化運動等の自主的な活動の推進</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境イベントや環境保全活動への積極的な参加</li> </ul>
②地域間連携の強化	他自治体との連携	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内外の自治体と連携した環境保全活動の企画・実践</li> <li>● 都心部との連携強化による地域循環共生圏の構築</li> <li>● 環境に関連する取組を全国に情報発信</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市外関係者と連携した環境活動の企画・実践</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市外と連携した環境保全活動や取組への参画</li> </ul>
	世界との連携	<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人観光客を中心に環境保全活動の取組紹介</li> <li>● 姉妹都市や世界の自治体と連携した環境活動の企画・実践</li> <li>● 市内の自然資源の魅力や環境関連の取組を世界に情報発信</li> </ul> <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 世界と連携した環境活動の企画・実践</li> </ul> <p>＜市民＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 世界と連携した環境活動への積極的な参画</li> </ul>

## 第6章 計画の推進体制と進捗管理

### 6-1 計画の推進体制

本計画は、市長をトップとして庁内横断的な連携を図り推進していきます。庁内連絡会議を通じて定期的に計画の点検・評価を行い、各関係部局へフィードバックを行うことで取組や施策の見直しを行います。「三好市環境基本条例」で設置する「三好市環境審議会」は、市長からの諮問に応じて環境保全に関する施策について調査・審議を行い、答申を行います。

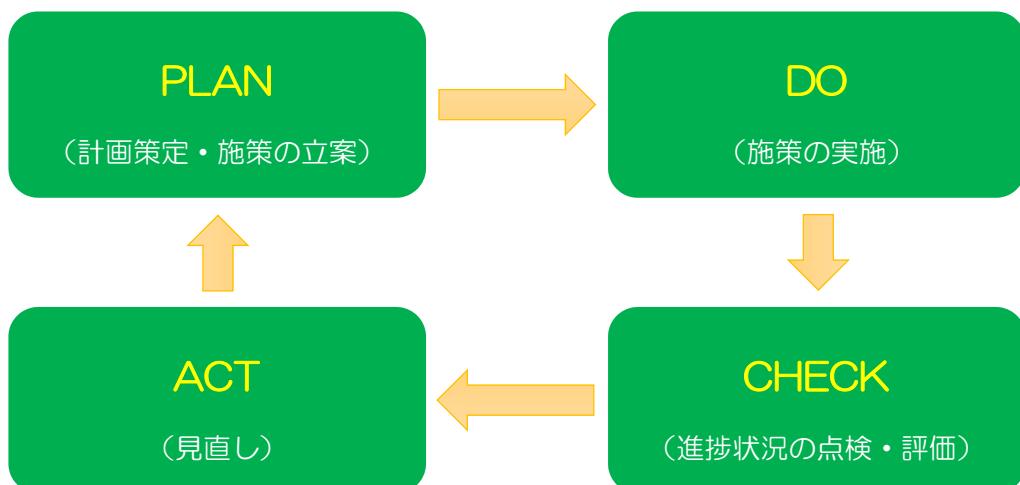
さらに、市民・事業者・行政がそれぞれ環境配慮指針に基づいて行動するとともに、相互に連携を図りながら「豊かで生き生き安心安全なまち三好」の実現を目指します。



図：推進体制と市民・行政・事業者の相互連携

### 6-2 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、環境マネジメント手法であるPDCAサイクルを取り入れて推進します。庁内連絡会議の点検・評価とともに、市民や事業者の声を取り入れて、施策の進捗状況を確認していきます。具体的な取組・施策については個別計画で推進し、進捗状況を確認していきます。



図：PDCA サイクル

＜参考＞

## ○三好市環境基本条例

令和3年12月24日

条例第26号

私たちのまち「三好市」は、市の中心を四国三郎吉野川が流れ、清らかな支流域の山あいからゆったりとした中流域の河岸まで豊かな自然に恵まれており、古くから県西部における交通の要衝であり、政治・経済の中心地として栄えてきた。

20世紀に入り著しく進展した科学技術と社会経済活動の陰で、私たちの日常生活や様々な事業活動から生ずる環境負荷は増大し続け、森林の荒廃や耕作放棄地の増大、鳥獣害など、生活環境の中にも自然環境の中にも多くの問題が発生している。また、その環境負荷は地球温暖化のような地球規模の環境問題にまで発展し、異常気象による自然災害の多発に繋がっている。

私たちは将来の世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を引き継ぐため、自然と人とが共生する持続可能な循環型社会を構築していかなければならない。

このような認識のもと、市、市民、事業者が一体となって互いの協働により、美しく豊かな三好市の自然を守り、環境の保全と創造を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、三好市における環境の保全と創造に関する基本理念及び基本的事項を定めるとともに、施策の総合的かつ計画的な推進により、現在及び将来にわたって、市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全と創造 良好的な環境の維持によって、公害その他、人の健康や生活環境に係る被害の防止を図るとともに、積極的に良好な環境を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 循環型社会 廃棄物を抑制するとともに、廃棄物のうち、有用なものをできる限り資源

として使用し、かつ、適正な廃棄物処理により、天然資源の消費が節減され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、現在及び将来にわたって、市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保する上で極めて重要であるとともに、人類共通の願いでもあることを認識し、地域での取組とともに、国際的協力の下、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全等に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。
- 3 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約や廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全等に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全等に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進するよう努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画には、将来の望ましい地域環境としての姿を明らかにし、良好な環境の保全等に関する事項を定めるものとする。

(審議会)

第9条 市の環境の保全に関する施策を調査審議するため、三好市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する施策について調査及び審議を行い、市長に答申する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。



**三好市環境基本計画**

【発行】三好市役所 環境福祉部 環境課  
徳島県三好市池田町シンマチ 1395 番地 1  
電話：0883-72-3436 FAX：0883-72-0136